

国不建推第69号
令和8年1月5日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改定を行ったので、通知します。

貴団体におかれましては、本ガイドラインの改定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

受付

26.01.06

一般社団法人
日本電設工業協会

建設業法令遵守ガイドライン（第１２版）

－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和８年１月

目 次

はじめに	1
1. 見積条件の提示等	2
(建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2)	
2. 書面による契約締結	
2-1 当初契約	11
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、 第20条第1項及び第20条の2第4項)	
2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約	19
(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項)	
3. 工期	
3-1 著しく短い工期の禁止	23
(建設業法第19条の5第1項及び第2項)	
3-2 工期変更に伴う変更契約	27
(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項)	
3-3 工期変更に伴う増加費用	30
(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項)	
4. 不当に低い請負代金	32
(建設業法第19条の3第1項及び第2項)	
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における 適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保	36
(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項、 第19条の5第1項及び第2項)	
6. 指値発注	40
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、 第20条第4項)	
7. 不当な使用資材等の購入強制	42
(建設業法第19条の4)	
8. やり直し工事	44
(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3第1項)	
9. 赤伝処理	46
(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)	
10. 下請代金の支払	
10-1 支払保留・支払遅延	49

(建設業法第24条の3、第24条の6)	
10-2 下請代金の支払手段等	51
(建設業法第24条の3第2項等)	
11. 長期手形	53
(建設業法第24条の6第3項)	
12. 不利益取扱いの禁止	54
(建設業法第24条の5)	
13. 帳簿の備付け・保存及び 営業に関する図書の保存	55
(建設業法第40条の3)	
14. 関係法令	
14-1 独占禁止法との関係について	58
14-2 社会保険・労働保険等について	59
14-3 労働災害防止対策について	61
14-4 建設工事で発生する建設副産物について	62
14-5 受託中小企業振興法・振興基準との関係について	64
関連条文	66
「建設業法」(抄)	68
「建設工事標準下請契約約款」	79
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(抄)	101
「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」	101
「よくある質問コーナー(独占禁止法)」	106
「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」	107
「受託中小企業振興法」(抄)	112
「振興基準」(抄)	114
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(抄)	120
「労働基準法」(抄)	122
「労働安全衛生法」(抄)	125

「元方事業者による建設現場安全管理指針」（抄）	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
「工期に関する基準」	134

建設業法令遵守ガイドライン

はじめに

少子高齢化により労働力人口が減少する中、建設業は現在、若年入職者の減少や就業者の高齢化が進行するなどの構造的な問題に直面しています。将来にわたってインフラ整備を支える担い手を確保するためには、処遇改善等を通じて、建設業への若年層の入職が促進されることが必要であり、そのためには、職人の処遇改善、社会保険の加入確認などの現場の生産性向上を図る建設キャリアアップシステムを普及させていくことが必要です。

そのような状況下、経済の好循環を実現するため、政府が一体となって、元請下請間の取引の適正化に取り組んでいるところです。

国土交通省においては、平成19年6月に本ガイドラインを策定し、元請下請間の取引適正化を推進してきたところですが、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところです。また、こうした状況は、技能労働者への適切な賃金水準が確保できなくなるなど、建設産業が持続的な発展を遂げる上での阻害要因になりかねません。

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約が発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく請負契約であり、契約を締結する際は、建設業法に従って契約をしなければならないことや、また、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としています。

なお、本ガイドラインは、建設業法や建設工事の下請契約・支払に関する制度の改正等が行われた場合に、随時更新し、内容の充実に努めています。

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2）

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①下請負人が工事の内容に応じた材料費、労務費等の経費について、数量や単価等の内訳が記載されていない見積書を交付した場合
- ②下請負人が、法定福利費、安全衛生経費などの必要経費の内訳を記載せずに見積書を交付した場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合
- ④元請負人が、「出来るだけ早く」等曖昧な見積期間を設定したり、見積期間を設定せずに、下請負人に見積りを行わせた場合
- ⑤元請負人が下請負人から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、未回答あるいは曖昧な回答をした場合
- ⑥下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、「労務費に関する基準」の内容を踏まえ、技能者に適正な賃金を支払うために必要となる適正な労務費を考慮して、労務費が確保された適正な額の見積りを行ったにも関わらず、元請負人がその内容を尊重せず、通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合
- ⑦元請負人が、工事代金を低く抑えるため、下請負人に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合
- ⑧元請負人が、複数の建設業者から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に請負代金の額とするため、当該最も低い額の見積金額の提出者以外の者に、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑨元請負人が予定価格が700万円の下請契約を締結する際、見積期間を3日として下請負人に見積りを行わせた場合
- ⑩元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合

上記①及び②のケースは、建設業法第20条第1項に照らし合わせて望ましくない行為であり、③から⑤のケースは同条第3項、また⑥から⑧のケー

スは同条第 6 項に違反するおそれがあり、⑨のケースは同条第 3 項に違反し、⑩のケースは同項及び第 20 条の 2 第 1 項に違反する。

建設業法第 20 条第 3 項では、元請負人は、下請契約を締結する以前に、下記（１）に示す具体的内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が当該下請工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務付けられている。これは、下請契約が適正に締結されるためには、元請負人が下請負人に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせることが必要であることを踏まえたものである。

また、元請負人及び下請負人の双方が、透明性の高い価格交渉に基づく適正な請負契約を締結するためには、まずは建設業法第 20 条第 1 項を踏まえて、下請負人は、工事内容に応じた材料費、労務費をはじめとした当該工事の適正な施工に不可欠な経費等が記載された見積書の作成に努めることが必要であり、元請負人は、下請負人から内訳明示された見積書について、同条第 4 項を踏まえて、その内容を考慮するよう努めることが必要である。

さらに、建設業法第 20 条第 2 項では、下請負人は通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る額による見積りをしてはならず、また、元請負人は下請負人から当該見積書が交付された場合、建設業法第 20 条第 6 項に基づき通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

（１）見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

建設業法第 20 条第 3 項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、同法第 19 条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（11 ページ「2-1 当初契約」参照））のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。

見積りを適正に行うという建設業法第 20 条第 4 項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程

- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反する。

(2) 請負契約を締結するまでに工期等に影響を及ぼす事象に関する情報を通知することが必要

建設業法第20条の2第1項及び第2項においては、元請負人及び下請負人が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することとしている。

ア. 元請負人から下請負人に対する通知

建設業法第20条の2第1項により、元請負人は、当該下請工事に関し、

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象（文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等を含む。）
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなっている。これは、こうした事象に関する情報が下請負人に通知されないまま請負契約が締結され建設工事が施工された場合、下請負人がしわ寄せを被るためであり、元請負人がこれらの情報を把握しているにも関わらず下請負人に通知しなかった場合は、同項に違反する。

なお、上記以外の情報についても、工事の種類や内容等に応じて元請負人自ら判断のうえ任意に通知して差し支えない。

なお、元請負人がこれらの情報を通知する際は、書面又はメール等の電磁的方法によることが求められる。併せて、当該情報を下請負人も確認したということを記録するため、当該書面又はメール等を元請負人及び下請負人双方が保存しておくことが望ましい。

イ. 下請負人から元請負人に対する通知

建設業法第20条の2第2項により、下請負人においても、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなっており、事象の具体的な例としては、

① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる元請負人と下請負人の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※ 契約締結時点で未発生为天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

そのうえで、契約締結前に通知した上記①・②の事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができるとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

上記①・②の事象を契約締結前に通知する趣旨は、建設業法第19条第1項第7号又は第8号における定めによる協議の対象になる事象のうち、下請負人の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する情報（以下「おそれ情報」という。）を、その状況の把握のため必要な情報と共に元請負人に契約前に通知することで、元請負人に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものである。

そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期などに応じて下請負人自ら判断してよいが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいと解すべきである。

また、おそれ情報の通知に併せて「当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下「根拠情報」という。）を通知することが求められるところ、当該根拠情報の通知は、下請負人の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報を用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き元請負人が真偽を確認することが困難である情報は、根拠情報から除かれる。よって、上記①・②に関する情報を通知する際は、通知に係る資機材の種類及びその価格の基準日等とともに、根拠情報の情報源を明示することが必要となる。

なお、下請負人が把握している範囲で公表資料を示せば足り、おそれ情報の通知のために新たな調査、資料収集等をする必要はない。

さらに、下請負人がこれらの情報を通知する際には、書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うことが求められる。併せて、当該情報を元請負人も確認したということを記録するため、見積書と共に当該書面又はメール等を元請負人及び下請負人双方が保存しておくことが望ましい。

ウ. その他工期等に影響を及ぼす事象の取扱い

イ. ①・②以外の事象であっても、工期や請負代金の額に影響を及ぼしうる事象として、例えば設計図書と工事施工環境の乖離や前工程の工事の遅れなどが想定されるところ、これらの事象のうち、例えば地盤沈下に関する情報は建設業法第20条の2第1項で通知が発注者の義務とされていること、建設工事標準下請契約約款第16条等で設計、施工条件の疑義、相違等について受注者から通知を受けたとき又は自ら発見したときに発注者は必要な指示をすべき旨が規定されていること等に鑑みれば、これらの情報を把握することが本来の責務とされている元請負人が契約締結以前に十分に確認することが求められる。

また、これらの事象は、イ. ①・②と異なり契約の前後で事象の発生蓋然性が変わるものではなく、むしろ元請負人と下請負人双方が契約前に実際の工事施工環境や工程をつぶさに確認するといった対応により発生を相当程度防ぐことができるものであるから、そのような可能性があるのであれば、契約締結に先立ち元請負人と下請負人が十分に現場確認すること等により契約内容に反映して契約締結することが求められる。

ただし、当該確認によっても明らかにならない事象の発生のおそれがある場合には、下請負人から元請負人にその旨通知することは妨げられない。そのうえで、契約締結後にこれらの事象が生じた場合には、建設業法第19条第1項第6号の規定

に基づき契約書面に記載された定めに従って、元請負人と下請負人双方が適切に設計や請負代金又は工期に関する変更の協議を行うことが求められる。

(3) 下請契約の内容は書面等で提示すること、更に作業内容を明確にすること

元請負人が見積りを依頼する際は、下請負人に対し工事の具体的な内容について、口頭ではなく、書面又はメール等の電磁的方法によりその内容を示すべきであり、更に、元請負人は、「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）に提示されているように、材料、機器、図面・書類、運搬、足場、養生、片付、安全などの作業内容を明確にしておくべきである。また、下請負人も元請負人から依頼された内容を踏まえ、必要な経費の内訳を明示した見積書を作成し、元請負人から請求があった場合は、請負契約が成立するまでに交付しなければならない。なお、元請負人から請求がない場合でも、後日の紛争を回避する観点から、必要に応じて見積書を交付しておくことが考えられる。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」という。）の発注者として採るべき行動／求められる行動において、「多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが、円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切である。」と示されていることを踏まえ、当初契約に限らず、追加契約や変更契約に伴う見積りに際しては、元請負人は適切に下請負人と協議の場を設け、見積りのやりとりを行うことが求められる。

更に、労務費転嫁指針の発注者・受注者共通の行動として、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。」や、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残すことは、双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つ。」と示されている。建設工事の取引における価格交渉や協議内容の記録としては、見積りのやりとりがそれに相当すると考えられることから、建設業法第20条第3項に基づく元請負人からの見積りの依頼、また、建設業法第20条第4項に基づく下請負人からの見積書の交付については、それぞれ書面又はメール等の電磁的方法でやりとりし、元請負人と下請負人の双方がその内容を確認してそれぞれ保管することが適切である。

なお、建設業法施行規則第26条第5項第4号に基づき、建設業法第20条第1項に規定する材料費等見積書を作成したときは当該見積書を、同第5号において建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した前号の見積書の内容に関する

注文者との打合せ記録をそれぞれ保存しなければならないとされていることに留意する。

公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A（以下「独占禁止法Q & A」という。）では、労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことの独占禁止法上の考え方として、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことや、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとされている。当該考え方を参照し、例えば、下請負人の責めに帰すべき事由がない中で、変更契約の必要性が生じた場合、元請負人においては、下請負人との価格協議として行う見積りのやりとりなどの協議を行うことや、下請負人との価格協議として見積りのやりとりにおいて価格転嫁をしない場合にはその理由を書面等で回答することが適切と考えられる。そのため下請負人においても、下請負人の責めに帰さない事由により変更契約の必要性が生じた場合は、協議を円滑に進めるためにも、元請負人に対して変更のために必要な見積りの案やその理由を書面等にて提出することが望ましい。

（４） 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要

建設業法第20条第3項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条）を設けなければならない。

ア 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

イ 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

ウ 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

上記期間は、下請負人に対する契約内容の提示から当該契約の締結までの間に設けなければならない期間である。そのため、下請負人が所定の見積期間満了を待たずに見積書を交付した場合を除き、例えば、6月1日に契約内容の提示をした場合には、アに該当する場合は6月3日、イに該当する場合は6月12日、ウに該当する場合は6月17日以降に契約の締結をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、イ及びウの期間は、5日以内に限り短縮することができる。

なお、上記の見積期間は、下請負人が見積りを行うための最短期間であり、元請負人は下請負人に対し十分な見積期間を設けることが望ましい。

また、追加工事等に伴う見積依頼においても、上記見積期間を設けなければならないことに、留意すること。

(5) 下請負人は材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費など、それぞれの内訳を明示した見積書を作成し、元請負人はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要

建設業法第20条第1項を踏まえ、下請負人は見積書の作成において、次に掲げる事項を内訳などとして最低限明示するように努めなければならない。

- ① 材料費（元請負人が支給する場合はその旨を記載する）
- ② 労務費
- ③ 法定福利費（事業主負担分）
- ④ 安全衛生経費
- ⑤ 建設業退職金共済掛金
- ⑥ 必要となる作業日数

元請負人は下請負人が建設業法第20条第1項を踏まえて内訳明示した見積書について、同条第4項を踏まえ、その内容を考慮するよう努めなければならない。

(6) 通常必要と認められる材料費等の額や工期を著しく下回る見積書の提出及び変更依頼とならないよう、適正な見積りのやりとりが必要

建設業法第20条第2項及び第6項の「通常必要と認められる材料費等の額」とは、工事の施工場所の地域性、工事の具体的内容等を総合的に勘案して通常当該建設工事に必要と認められる材料費等の額をいい、そのうち労務費については、建設工事において適正な労務費を確保するための基準として中央建設業審議会より勧告された「労務費に関する基準」（令和7年12月中央建設業審議会勧告。以下「労務費基準」という。）が指標となる。

通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るか否かは、通常必要と認められる材料費等の額と当該工事で見積もられた材料費等の額との乖離状況等とその理由や、元請負人と下請負人の協議状況などを総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

例えば、労務費については、適正な労務費と当該工事の労務費、さらにそれぞれの労務単価等に基づき、その乖離状況等を踏まえ判断されることとなる。具体的には、当該工事における労務費や労務単価等が、各地域において建設技能労働者を適切に処遇するために必要な労務費や労務単価等と著しく乖離するものになっていないかや、著しく乖離している場合の理由、元請負人と下請負人の協議状況などを総合的に勘案し、通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るか否かを個別に判断することとなる。

また、当該工事における労務費や労務単価等が最低賃金を下回る程の低い額となっている場合は、通常必要と認められる労務費と比べて著しい乖離状況と当然判断されるものである。

なお、建設業法第20条の「工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」については、下請負人は「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）において、工期設定にあたり考慮すべき事項とされている建設業の担い手一人ひとりの週休2日や猛暑日をはじめとする自然要因等を踏まえ、作業日数を見積もる必要がある。また、建設業法第20条第4項に基づき、元請負人は下請負人が「工期基準」等を踏まえた見積もりを考慮するよう努めなければならない。

特に近年の酷暑に鑑み、上記に従い受注者は、猛暑日を考慮して必要な作業日数を見積もり、また、発注者はこれを考慮するよう努めなければならないことに留意する必要がある。

（７）追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）に伴う変更契約等を行う際にも適正な見積り手続きが必要

工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、下請負人に対し、追加工事等の着工前に書面又はメール等の電磁的方法による見積り依頼を行うこと。また、当初契約の見積りと同様、上記（１）～（６）に留意し、見積り条件の提示を行う必要がある。

2. 書面による契約締結

2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第20条の2第4項）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請工事に関し、書面による契約を行わなかった場合
- ②下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合
- ③元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合
- ④下請工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ（又はいずれか一方のみ）で契約を締結した場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条第1項に違反する。

（1）契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記（2）の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。

契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

そのため、元請負人と下請負人において取り交わす契約書面については、中央建設業審議会が作成及び勧告をしている建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書面の活用が求められる。

また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）」において、個人であって、従業員を使用しない等の「特定受託事業者」に対して、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁

的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないとされていることを踏まえ、元請負人は個人事業主である建設業者との取引にあたっては、元請負人から契約内容や条件を示した契約書を提示することが求められる。

さらに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）」においても同様に、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、中小受託事業者の給付の内容、代金の額、支払い期日及び支払い方法その他の事項を、書面または電磁的方法により中小受託事業者に対して明示しなければならないとされている。

これらの法律の規定や、建設業法の目的は「請負契約の適正化」であること、また、一般的に、元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書の取り交わしについての申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人が法人である下請負人と取引を行う際においても同様に、元請負人から適切な内容の契約書を提示することが望ましい。

また、下請負人が元請負人に対して契約書を提示することを妨げるものではなく、この場合において、元請負人と合意した契約内容や条件に基づき下請負人から提示された契約書が、建設工事標準下請契約約款に基づくものであり、あるいは建設業法第19条第1項により定められた記載事項を満たすものであるにも関わらず、元請負人が、取引上の立場を利用して、正当な理由なくその受取りを拒絶する等の行為は、建設業法第18条の趣旨を鑑みても適当ではない。

（２）契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要

建設業法第19条第1項の規定に基づき契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①～⑮の事項である。特に、「① 工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるので、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきである。

また、⑧の「（請負代金の額の変更及び）その額の算定方法」としては、「（元請負人と下請負人が）協議して定める」とするほか、例えば、元請負人と下請負人の合意の下、「（元請負人と下請負人が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられる。

なお、「⑧価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更*に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のよ

うに、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、建設業法第19条第1項に違反する。

* 物価統制令第2条に規定する価格等をいう。

* 「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

下請契約の締結に際しては、下請負人が交付した見積書において、建設業法第20条第1項の規定により、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮すること。

(3) 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

注文書・請書による請負契約を締結する場合は、次に掲げる場合に応じた要件を満たさなければならない。

ア 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日建設省経建発第132号 最終改定 令和7年9月30日国不建第81号）において示している、次に掲げる（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

（ア）注文者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」でないこと。

（イ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、本ガイドラインで示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。

（ウ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。

イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 契約約款には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（４）電子契約によることも可能

書面契約に代えて、C I－N E T等による電子契約も認められる。また、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン（令和7年9月30日、国土交通省）」が策定されており、電子契約を行う場合に参照すること。

なお、電子契約の場合でも上記（2）の①～⑮の事項を記載しなければならない。

（５）建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本

建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本である。

従って、請負代金額の変更について規定する「建設工事標準下請契約約款」第22条に相当する内容が規定されていない契約をすることも、同様に建設業法第19条第1項に違反する。

(6) 契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議

下請負人から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合の工期や請負代金の額の変更については、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に下請負人から元請負人に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって元請負人が下請負人から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、(7)に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、下請負人においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に元請負人にその旨を通知しておくことが望ましい。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(7) 法第20条の2第2項に基づき契約前に下請負人から元請負人に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議

建設業法第20条の2第3項により、1. (2)イの①・②が顕在化した場合にはそれを受けた請負契約の変更協議を下請負人から元請負人に対して申し出ること

ができることとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

下請負人から申し出られた契約の変更協議は、契約変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について十分に協議を行うため、元請負人はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について下請負人に説明する必要がある。したがって、下請負人から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に下請負人の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に元請負人の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める建設業法第20条の2第4項の趣旨に反するものである。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(8) 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当

元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を一方的に負担させることは、建設業法第19条の3第1項

に違反するおそれがあるため、元請負人は発注者に対して契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが求められる。

(9) 一定規模以上の解体工事等の場合は、契約書面にさらに以下の事項の記載が必要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第13条では、一定規模*以上の解体工事等に係る下請契約を行う場合に、以下の①から④までの4事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっており、そのような工事に係る契約書面は上記（2）の①から⑮までの15事項に加え、以下の4事項の記載が必要となる。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

*「一定規模」とは、次のそれぞれの規模をいう

ア 建築物に係る解体工事…当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル

イ 建築物に係る新築又は増築の工事…当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートル

ウ 建築物に係る新築工事等（上記イを除く）…その請負代金の額が1億円

エ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等…その請負代金の額が500万円

注 解体工事又は新築工事等を二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①価格等が変動した場合における契約変更についての定めが、「契約後の請負代金の増額や工期変更を認めない」など実質的に契約変更の規定を置いていないと認められる場合
- ②下請工事に関し追加工事等が発生したが、元請負人が書面による変更契約を行わなかった場合
- ③下請工事に係る追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合
- ④下請負人に対して追加工事等の施工を指示した元請負人が、発注者との契約変更手続が未了であることを理由として、下請契約の変更に応じなかった場合
- ⑤下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも応じず、元請負人の一方的な都合により変更の契約締結を行わなかった場合
- ⑥納期が数ヶ月先の契約を締結し、既に契約金額が確定しているにもかかわらず、実際の納入時期における資材価格の下落を踏まえ、下請負人と変更契約を締結することなく、元請負人の一方的な都合により、取り決めた代金を減額した場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ⑦請負契約締結前に下請負人が請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生したため協議を申し出た又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的にその協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条第2項に違反する。
また、②から⑦のケース（②から⑤のケースは必要な増額を行わなかった場合、⑥のケースは契約どおりの履行を行わなかった場合に限る。）は同法第19条の3に違反するおそれがある。

（1）追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により請負契約の内容を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印*をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要である。

よって、元請負人及び下請負人が追加工事等に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

なお、追加工事等の契約変更においても、当初契約と同様、元請負人と下請負人において取り交わす契約書面については、中央建設業審議会が作成及び勧告をしている建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書面の活用が求められる。

そのうえで、建設工事標準下請契約約款第16条で設計、施工条件の疑義、相違等があった場合、下請負人はそのような事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を元請負人又はその監督員に通知し、確認を求めることとなっており、元請負人又はその監督員はその求めに対して直ちに調査を行い、その結果を書面をもって下請負人に通知するとされていることを踏まえ、元請負人と下請負人は請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止する観点から、お互いにこのような書面による通知を行うことが適切であり、追加工事等の契約変更の必要性等について十分に協議を行い、合意した内容や条件に基づいて契約変更を行うことが求められる。

当初契約と同様に変更契約についても、一般的には元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書面の取り交わしについて申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

また、下請負人が元請負人に対して契約書面を提示することを妨げるものではなく、この場合において、元請負人と合意した契約内容や条件に基づき下請負人から提示された契約書面が、建設工事標準下請契約約款に基づくものであり、あるいは建設業法第19条第1項により定められた記載事項を満たすものであるにも関わらず、元請負人が、取引上の立場を利用して、正当な理由なくその受取りを拒絶する等の行為は、建設業法第18条の趣旨を鑑みても適当ではない。

*注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の方法によることができる。

(1) 当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、「14 ページ「2. 書面による契約締結」(3) ア④ただし書き」に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない(契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

(2) 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うものとする。

- ① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

(3) 元請負人が合理的な理由なく下請工事の契約変更を行わない場合は建設業法に違反

追加工事等が発生しているにもかかわらず、例えば、元請負人が発注者との間で追加・変更契約を締結していないことを理由として、下請負人からの追加・変更契約の申出に応じない行為等、元請負人が合理的な理由もなく一方的に変更契約を行わない行為については、建設業法第19条第2項に違反する。

(4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

下請負人が追加工事等を理由にした請負代金又は工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じない等して、当該追

加工事等を下請負人に負担させたことにより下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」（３２ページ「４．不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

3. 工期

3-1 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、「工期に関する基準」の内容を考慮することなく、複数の下請負人から提示された工期の見積りのうち、最も期間が短いものを一方的に工期として決定し、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、「工期に関する基準」の内容を踏まえ、猛暑日などの不稼働日や建設工事に従事する者の休日等を考慮して、適切な工期の見積りを行ったにもかかわらず、元請負人がその内容を尊重せず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ④工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ⑤全体工事の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が設計変更や工事数量の追加を指示したあるいは元請負人において設計図面の承認が遅れたなど、下請負人の責めに帰さない理由により、下請負人が行う工事の工期に不足が生じているにもかかわらず、必要な工期の変更あるいは人員増を行わなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合
- ⑥請負契約締結前に下請負人が工期に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が一方的に協議に応じなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑦建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、建設業法第19条の5第1項に違反するおそれがある。また、⑦のケースは建設業法第19条の5第1項または第2項に違反する。

（1）建設業における働き方改革のためには、適正な工期の確保が必要

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっている。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止するものである。

(2) 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

建設業法第19条の5の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。「工期基準」では、工期設定において元請負人と下請負人が果たすべき責務として、下請負人の建設工事の適正な工期見積りの提出及び元請負人の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての元下間での適正な工期の設定などが求められている。したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、同基準により工期設定において果たすことが求められている元請負人と下請負人の責務の遂行状況、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類工事の実績、賃金台帳等をもとに、

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

このため、元請負人と下請負人は、双方合意の上で設定した工期が、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となり、そのしわ寄せは必ずその下請負人ひいてはサプライチェーン全体に及ぶこととなることを十分に認識した上で、時間外労働規制に抵触することがないように、元請負人は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保など、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積依頼を行い、下請負人においては時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努めるとともに、元請負人においては下請負人から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要があることに留意しなければならない。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断され、元請負人と下請負人のそれぞれが建設業法第19条の5第1項及び第2項に違反するおそれがある。

猛暑日の不稼働を適切に考慮した適正な工期を設定する必要がある。さらに、猛暑日の不稼働については、熱中症対策にも十分留意のうえ、元請負人と下請負人の双方で十分に協議して、柔軟な労働時間や余裕のある工期設定に努めることが望ましい。

(3) 建設業法第19条の5第1項及び第2項は契約変更にも適用

建設業法第19条の5により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、著しく短い工期を設定することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しなかったり工事内容に変更が生じたために工期を変更する必要があるにもかかわらず変更しない、あるいは、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を新たに設定することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が一方的に協議に応じず、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を押し付けること等も該当する。

なお、工期の変更時に紛争が生じやすいため、未然防止の観点から、当初契約の締結の際、建設工事標準下請契約約款第17条の規定（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

(4) 下請負人は自ら通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結とならないことが必要

下請負人が、自ら著しく短い期間を工期とする請負契約を締結し、さらにその下請負人から再下請が行われた場合、再下請負人にも著しく短い工期による工事を求める蓋然性が高くなり、建設業の重層下請構造全体の中で著しく短い工期による請負契約の締結が連鎖的に行われることで、技能労働者の労働時間などへの影響が懸念される。

そのため、下請負人は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

また、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事情等により、工期を変更する必要がある場合においても、工期が請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間とならないよう、下請負人は適正な契約変更を図らなければならない。したがって、元請負人に対して契約変更についての協議を申し入れることが求められる。

3-2 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合
- ②工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したことなどにより、下請負人が行う工事の工期に不足が生じ、かつ、下請工事の費用が増加しているにもかかわらず、下請代金の変更について元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③請負契約締結前に下請負人が工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①及び②のケースは、建設業法第19条第2項に違反するほか、①から③のケース（①及び②は必要な増額を行わなかった場合に限る。）は、同法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

（1）工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工期変更により請負契約で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に工期変更にかかる工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印*をして相互に交付しなければならない。

元請負人及び下請負人が工期変更に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から工事着手の延期等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

*注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の方法によることができる。

(1) 当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、「14 ページ「2. 書面による契約締結」(3) ア④ただし書き」に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない(契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

(2) 工事に着手した後に工期が変更になった場合、追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合の対応

下請工事に着手した後に工期が変更になった場合は、工期及び必要な請負代金の契約変更等の手続きについて、変更後の工期及び請負代金の額が確定した時点で遅滞なく行うものとする。工期及び請負代金の額を変更する必要があると認めるに至ったが、変更後の工期及び請負代金の額の確定が直ちにできない場合には、これらの変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を、変更の必要があると認めた時点で下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、変更後の工期及び請負代金の額が確定した時点で遅滞なく行うものとする。

(3) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請工事の変更を行わない場合は建設業法違反

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したにもかかわらず、例えば、元請負人が発注者から増額変更が認められないことを理由として、下請負人からの契約変更の申し出に応じない行為等、必要な変更契約を行わない行為については、建設業法第 19 条第 2 項に違反する。

(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について

下請負人に負担させることは、建設業法第 19 条の 3 に違反するおそれ

下請負人が建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき関連する情報を通知していた場合のみならず、当該通知をしていなかったものの下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、下請負人が請負代金の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して協議に応じない等により、当該費用の増加分について下請負人に負担させ、結果として下請代金の額が下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32 ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第 19 条の 3 の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

(5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合の対応

工事現場においては、工事の内容に変更がないものの工期の変更が行われる場合のほか、追加工事等の発生に起因して工期の変更が行われる場合が多いが、追加工事等の発生が伴う場合には、(1) ～ (4) のほか、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が該当する（19 ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。

3-3. 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工程に遅れが生じ、その結果下請負人の工期を短縮せざるを得なくなった場合において、これに伴って発生した増加費用について下請負人との協議を行うことなく、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ②元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工期が不足し、完成期日に間に合わないおそれがあった場合において、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結し、又は元請負人自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ③元請負人の都合により、下請工事が一時中断され、工期を延長した場合において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ④元請負人の都合により、元請負人が発注者と締結した工期をそのまま下請負人との契約工期にも適用させ、これに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、①から③のケースで変更契約を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。

（1）工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人及び下請負人は、当初契約の締結に当たって、適正な工期を設定すべきであり、また、元請負人は工程管理を適正に行うなど、できる限り工期に変更が生じないように努めるべきであることはいうまでもない。しかし、工事現場の状況により、やむを得ず工期を変更することが必要になる場合も多い。このような場合には、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に、変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に

交付しなければならないこととなっている（２７ページ「３－２ 工期変更に伴う変更契約」参照）。

工期の変更に関する変更契約の締結に際しても、他の変更契約の締結の際と同様に、元請負人は、速やかに当該変更に係る工期や費用等について、下請負人と十分に協議を行う必要がある。合理的な理由もなく元請負人の一方的な都合により、下請負人の申し出に応じず、必要な変更契約の締結を行わない場合には、建設業法第１９条第２項に違反する。

（２） 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、元請負人がその費用を負担することが必要

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、例えば、元請負人の施工管理が十分に行われなかったため、下請工事の工期を短縮せざるを得ず、労働者を集中的に配置した等の理由により、下請工事の費用が増加した場合には、その増加した費用については元請負人が負担する必要がある。

（３） 元請負人が、工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させることは建設業法に違反するおそれ

元請負人が下請負人に対して、自己の取引上の地位を利用して、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結させた場合や、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更による下請工事の費用の増加を元請負人の都合により、一方的に下請負人に負担させ又は赤伝処理を行った結果、下請代金の額が「通常必要と認められる原価」（３２ページ「４．不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第１９条第２項及び第１９条の３に違反しない場合であっても、工期の変更により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第２８条第１項第２号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した場合
- ③元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- ④元請負人が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合
- ⑤元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結した場合
- ⑥下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合
- ⑦下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結した場合
- ⑧元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した場合
- ⑨下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①から⑨のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

（１）「不当に低い請負代金の禁止」の定義

建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」とは、注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結することを禁止するものである。

また、契約締結後に資機材価格の高騰や労務費の上昇があり、それによって原価が請負代金額を上回った場合に、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合も、同条に違反するおそれがある。

元請下請間における下請契約では、元請負人が「注文者」となり、下請負人が「請負人」となる。

(2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

建設業法第19条の3の「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう。

ア 取引上の優越的な地位

取引上優越的な地位にある場合とは、下請負人にとって元請負人との取引の継続が困難になることが下請負人の事業経営上大きな支障をきたすため、元請負人が下請負人にとって著しく不利益な要請を行っても、下請負人がこれを受け入れざるを得ないような場合をいう。取引上優越的な地位に当たるか否かについては、元請下請間の取引依存度等により判断されることとなるため、例えば下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人については、取引上優越的な地位に該当する蓋然性が高いと考えられる。

イ 地位の不当利用

元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かについては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（40ページ「6. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。

(3) 「通常必要と認められる原価」とは、工事を施工するために一般的に必要と認められる価格

建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」とは、当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）をいい、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断することとなる。（併せて、59ページ「14-2 社会保険・労働保険等について」及び61ページ「14-3 労働災害防止対策について」参照）

(4) 建設業法第19条の3第1項及び第2項は契約変更にも適用

建設業法第19条の3第1項及び第2項により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、不当に低い請負代金を強制することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事象や、元請負人による原価の上昇を伴うような指示により、工事内容及び請負代金の額を変更する必要があるにもかかわらず、元請負人が変更しないあるいは一方的に下請代金を減額することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき請負代金の額の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じないこと等により、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を押し付けることも建設業法第19条の3第1項に該当する。

(5) 下請負人は自ら通常必要な原価に満たない請負代金とする請負契約の締結としないことが必要

下請負人が、自ら原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結し、さらにその下請負人から再下請が行われた場合、再下請負人に原価割れ工事を求める蓋然性が高くなり、建設業の重層下請構造全体の中で不公正な請負代金での請負契約の締結が連鎖的に行われることで、技能労働者の賃金支払いなどへの影響が懸念される。

そのため、下請負人は、契約締結前に廉価に入手・保管していた資材の使用により施工が可能な場合その他の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

また、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事情等により、請負代金の額を変更する必要がある場合においても、正当な理由がある場合を除き、請負代金の額が、請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額とならないよう、下請負人は適正な契約変更を図らなければならない。したがって、元請負人に対して契約変更についての協議を申し入れることが求められる。

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項、第19条の5第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合を含め、原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、請負代金の額や工期の変更に関する下請負人からの協議に元請負人が正当な理由なく応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3又は第19条の5に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

（1）原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に關する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に關する規定及び工期の変更に關する規定を適切に設定するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

これらの価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

なお、これらの対応は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）に基づく振興基準（令和7年10月1日、以下「振興基準」という。）において、委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても価格変更を柔軟に行うものとするとしているほか、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すもの

とするとされていることについても留意しなければならない。

(2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3第1項及び第2項（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したにもかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人の申し出た請負代金の変更協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額となっている場合には、元請負人は建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したことを受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

また、建設業法第19条の5第1項（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足により納期遅延等が発生している状況において、元請負人が下請負人の申し出た工期変更の協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期となっている場合には、元請負人は第19条の5第1項に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したことを受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第19条の5第1項に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、15ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約（５）、（７）」、21ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（３）、（４）」を参照。

適正な工期の確保については、23「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、27ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、30ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増加費用」を参照。

不当に低い請負代金については、32ページ「4. 不当に低い請負代金」を参照。

（３） 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれ

公正取引委員会は、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方を示している。

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している独占禁止法Q&Aに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- | |
|---|
| <p>① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> |
|---|

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

上記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい

状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、

- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律〇%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合
- ⑤元請負人が、免税事業者の下請負人に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、下請負人と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で下請契約を締結した場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑥元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑦元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に違反し、⑦のケースは同法第20条第4項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

(1) 指値発注は建設業法に違反するおそれ

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」(32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」(32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第4項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する(2ページ「1. 見積条件の提示等」参照)。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する(11ページ「2. 書面による契約締結」参照)。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

(2) 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意することが必要

下請契約の締結に当たり、元請負人が契約額を提示する場合には、自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議を行うなど、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意すべきである。

7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材又は機械器具等を指定、あるいはその購入先を指定した結果、下請負人は予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった場合
- ②下請契約の締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が悪化した場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第19条の4に違反するおそれがある。

（1）「不当な使用資材等の購入強制」の定義

建設業法第19条の4で禁止される「不当な使用資材等の購入強制」とは、請負契約の締結後に「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害すること」である。

元請下請間における下請契約では、元請負人が「注文者」となり、下請負人が「請負人」となる。

（2）建設業法第19条の4は、下請契約の締結後の行為が規制の対象

「不当な使用資材等の購入強制」が禁止されるのは、下請契約の締結後における行為に限られる。これは、元請負人の希望するものを作るのが建設工事の請負契約であるから、下請契約の締結に当たって、元請負人が、自己の希望する資材等やその購入先を指定することは、当然のことであり、これを認めたとしても下請負人はそれに従って適正な見積りを行い、適正な下請代金で契約を締結することができるため、下請負人の利益は何ら害されるものではないからである。

(3) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（３２ページ「４．不当に低い請負代金」参照）。

(4) 「資材等又はこれらの購入先の指定」とは、商品名又は販売会社を指定すること

「請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて」とは、元請負人が下請工事の使用資材等について具体的に〇〇会社〇〇型というように会社名、商品名等を指定する場合又は購入先となる販売会社等を指定する場合をいう。

(5) 「請負人の利益を害する」とは、金銭面及び信用面において損害を与えること

「その利益を害する」とは、資材等を指定して購入させた結果、下請負人が予定していた資材等の購入価格より高い価格で購入せざるを得なかった場合、あるいは既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が極度に悪化した場合等をいう。

したがって、元請負人が指定した資材等の価格の方が下請負人が予定していた購入価格より安く、かつ、元請負人の指定により資材の返却等の問題が生じない場合には、下請負人の利益は害されたことにはならない。

(6) 元請負人が使用資材等の指定を行う場合には、見積条件として提示することが必要

使用資材等について購入先等の指定を行う場合には、元請負人は、あらかじめ見積条件としてそれらの項目を提示する必要がある。

8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3第1項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項、第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

（1）やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要

元請負人は下請工事の施工に関し下請負人と十分な協議を行い、また、明確な施工指示を行うなど、下請工事のやり直し（手戻り）が発生しない施工に努めることはもちろんであるが、やむを得ず、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき理由がある場合を除き、当該やり直し工事に必要な費用は元請負人が負担する必要がある。

（2）下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更が必要

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下請間で十分に協議した上で、契約変更を行う必要があり、元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（19ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。

（3）下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によ

っては、建設業法第 19 条の 3 第 1 項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第 19 条第 2 項及び第 19 条の 3 に違反しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がある場合とは、下請負人の施工が契約書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵等がある場合

下請負人の責めに帰すべき理由があるとして、元請負人が費用を全く負担することなく、下請負人に対して工事のやり直しを求めることができるのは、下請負人の施工が契約書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵等がある場合に限られる。なお、次の場合には、元請負人が費用の全額を負担することなく、下請負人の施工が契約書面と異なること又は瑕疵等があることを理由としてやり直しを要請することは認められない。

ア 下請負人から施工内容等を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、元請負人が正当な理由なく施工内容等を明確にせず、下請負人に継続して作業を行わせ、その後、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

イ 施工内容について下請負人が確認を求め、元請負人が了承した内容に基づき下請負人が施工したにもかかわらず、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3第1項、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合
- ② 元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③ 元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④ 元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舎を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤ 元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合
- ⑥ 工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わなかった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為である。

(1) 赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはないが、赤伝処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意しなければならない。

なお、振興基準において、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていることに、元請負人は留意しなければならない。

(2) 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第20条第4項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第19条に違反する。

また、建設リサイクル法第13条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（11ページ「2-1 当初契約」参照）。

(3) 適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ

赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人との合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19

条の３第１項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

(４) 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮することが必要

赤伝処理は、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、元請負人が、下請負人との合意のもとで行えるものである。元請負人は、赤伝処理を行うに当たっては、差引額の算出根拠、使途等を明らかにして、下請負人と十分に協議を行うとともに、例えば、安全協力費については下請工事の完成後に当該費用の収支について下請負人に開示するなど、その透明性の確保に努め、赤伝処理による費用負担が下請負人に過剰なものにならないよう十分に配慮する必要がある。

また、赤伝処理に関する元請下請間における合意事項については、駐車場代等建設業法第１９条の規定による書面化義務の対象とならないものについても、後日の紛争を回避する観点から、書面化して相互に取り交わしておくことが望ましい。

10. 下請代金の支払

10-1. 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しを終了しているにもかかわらず、下請負人からの請求行為がないことを理由に、元請負人が下請負人に対し、法定期限を超えて下請代金を支払わない場合
- ②建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、元請負人が下請負人に対し、工事全体が終了（発注者への完成引渡しを終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない場合
- ③工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現場まで保留金を持ち越した場合
- ④元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第24条の3及び第24条の6に違反するおそれがあり、④のケースは同法第24条の3に違反するおそれがある。

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない。

建設業法第24条の3で、元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないと定められている。

また、建設業法第24条の6では、元請負人が特定建設業者である場合、下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である場合を除き、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払又は竣工払を受けた日から1月を経過する日か、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で定め

た支払期日のいずれか早い期日となる。

なお、建設業者は、下請工事の目的物の引渡しを受けた年月日を記載した帳簿を備え、一定期間保存しなければならない（５５ページ「１３．帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存」参照）。

（１） 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反

工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、建設業法第２４条の３又は同法第２４条の６に違反する。

（２） 望ましくは下請代金をできるだけ早期に支払うこと

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、また、下請負人の資本金の額が４,０００万円未満かを問わず、元請負人は下請負人に対し下請代金の支払はできるだけ早い時期に行うことが望ましい。

10-2 下請代金の支払手段等（建設業法第24条の3第2項等）

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ②労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③ 一次下請負人が、元請負人との請負契約において、賃金・労務費の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（以下、「コミットメント条項」という。）を含めた契約書を取り交わしたにも関わらず、雇用する労働者に対して本来必要となる水準の賃金支払いが行われていない場合や、二次下請負人に対して適正な労務費を含む請負代金額を支払っていない場合

下請代金の支払いはできる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすることが必要であり、上記①及び②のケースは建設業法第24条の3第2項に照らし合わせて望ましくない行為である。また、下請代金を手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮をすることが必要

建設業法第24条の3第2項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されている。下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするような支払条件を設定する必要がある。

また、取適法において、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合の当該製造委託等代金の支払について手形を交付することが禁止されていること、振興基準において、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者負担させ、代金から差し引いてはならないとされていること、ファクタリング等により代金を支払う場合には、中小受託事業者が支払期日までに代金の額を満額取得できるようにするとされていること、サプライチェーン全体で約束手形の利用禁止等の支払条件の見直しを進めることとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い等への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を

進めることが重要であることについても留意しなければならない。

コミットメント条項の制度趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であり、③のケースは、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

元請負人と下請負人の間で、適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして、下請負人に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するためにコミットメント条項を契約書に規定した場合、契約当事者はその規定に則って誠実な履行が求められる。

下請負人の元請負人に対する契約上の義務は、条文（A）を選択した場合、①雇用する技能者に適正な賃金を支払うこと（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第1号）、②直接の下請契約の相手方に適正な労務費を支払うこと（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第2号）、③コミットメント条項を含む元下契約を締結すること（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第3号）、④①～③を実施したことに係る書面を提出すること（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第4項及び第5項）である。

したがって、コミットメント条項は、元請負人に対して、直接の契約関係のない二次下請事業者に関して、適正な労務費の確認、是正依頼や指導を求める趣旨のものではないこと、また、二次下請事業者のコミットメント違反について、元請負人の責任が問われるものではないことに留意すること。

コミットメント条項に反し、例えば下請負人が技能者に対する適正な水準の賃金支払を履行していないことは、契約に反する行為であることはもちろんのこと、それにより下請負人が元請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

11. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が60日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者である場合、下請負人（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）への下請代金の支払に当たっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間60日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

手形の交付については、「10－2 下請代金の支払手段」を参照。

12. 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請負人が、元請負人との下請契約の締結後、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、元請負人が下請代金支払の際に一方的に減額した場合
- ②下請負人が、元請負人から下請代金の支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第24条の5に違反するおそれがある。

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースも少なからず見受けられる。このため、建設業法上の元請負人の義務に違反する行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備が必要であることから、建設業法第24条の5が規定されたところである。

元請負人が同法第24条の5に掲げられた、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留などの違反行為をしたとして、下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを契機として調査を受けるに至った等（その結果が行政指導や監督処分に至ったかどうかを問わない）のことがあった場合に、当該下請負人に対して取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことが同条に規定されており、このような事実があった場合には同条に違反するおそれがある。

なお、同様の不利益取扱い禁止の規定は、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）記10において既に定められており、独占禁止法違反にも該当することとなる。

13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった場合
- ②帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった場合
- ③発注者から直接請け負った建設工事の完成図等の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第40条の3に違反する。

（1）営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要

建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間。）保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条第1項）。

（2）帳簿には、営業所の代表者の氏名、請負契約・下請契約に関する事項などを記載することが必要

帳簿に記載する事項は以下のとおりである（建設業法施行規則第26条第1項）。

- ① 営業所の代表者の氏名及びその者が営業所の代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
 - ・ 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ・ 注文者と請負契約を締結した年月日
 - ・ 注文者の商号・名称（氏名）、住所、許可番号
 - ・ 請け負った建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日
 - ・ 工事目的物を注文者に引渡した年月日
- ③ 発注者（宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項
 - ・ 当該住宅の床面積
 - ・ 建設瑕疵負担割合（発注者と複数の建設業者の間で請負契約が締結された場合）
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称（資力確保措置を保険により行った場合）
- ④ 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項

- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ・ 下請負人と下請契約を締結した年月日
 - ・ 下請負人の商号・名称、住所、許可番号
 - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
 - ・ 下請工事の目的物について下請負人から引渡しを受けた年月日
- ⑤ 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記の記載事項に加え、以下の事項
- ・ 支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段
 - ・ 支払手形を交付したとき…その手形の金額、交付年月日及び手形の満期
 - ・ 下請代金の一部を支払ったとき…その後の下請代金の残額
 - ・ 遅延利息を支払ったとき…その額及び支払年月日

※上記の帳簿は電磁的記録によることも可能。

(3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない（建設業法施行規則第 26 条第 2 項、第 7 項）。

また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円。）以上となる場合は、工事完成后（建設業法施行規則第 26 条第 3 項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・ 自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・ 自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期

- ・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
 - ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、以下①から⑤、また発注者から直接建設工事を請け負っていない建設業者は以下④及び⑤の営業に関する図書について、営業所ごとに当該建設工事の目的物の引渡をしたときから10年間保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項）

- ① 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
- ③ 施工体系図（法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ（公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円。）以上となる場合。）。）
- ④ 見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し
- ⑤ 建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した④の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）

※なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

14. 関係法令

14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3第1項（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

- ① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」、「5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ② 「6. 指値発注」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」
- ③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、認定基準の8に掲げる「購入強制」
- ④ 「9. 赤伝処理」に関しては、認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ⑤ 「10-1. 支払保留・支払遅延」に関しては、認定基準の3に掲げる「注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払」及び認定基準の4に掲げる「特定建設業者の下請代金の支払」
- ⑥ 「11. 長期手形」に関しては、認定基準の5に掲げる「交付手形の制限」

14-2 社会保険・労働保険等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請負人は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適當」に該当するおそれがある。特に、令和2年10月1日以降は、建設業許可・更新申請に際して、社会保険・労働保険に加入していることが許可要件となり、中でも令和2年10月1日以降に建設業許可を取得（更新も含む。）した者については、許可取得後に社会保険・労働保険に加入していないことが発覚した場合は、建設業法第29条第1項第1号（許可の取消し）に該当するため、十分留意する必要がある。

加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要であり、元請負人が下請負

人に対して、本来充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようにしなければならない。

○詳しくは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」参照。

14－3 労働災害防止対策について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人は、建設工事現場における労働災害防止対策を適切に実施するため、「1. 見積条件の提示等」並びに「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日労働省基発第267号の2。以下「元方安全管理指針」という。）3及び14を踏まえ、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。

下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

また、元請負人及び下請負人は、「2. 書面による契約締結」並びに「元方安全管理指針」3及び14を踏まえ、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確にするとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

なお、下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

14－4 建設工事で発生する建設副産物について

建設現場では、土砂、コンクリート塊等の再生資源や産業廃棄物（以下これらを「建設副産物」と総称する。）が発生する。建設現場で発生した廃棄物混じりの土砂等は、建設現場等で土砂等と廃棄物に分別することが必要であり、分別された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正な処理を行うことが必要である。

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、建設工事では原則として、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人が適切な処理を行う排出事業者としての義務を遵守する必要がある。

また、廃棄物が混じっていない土砂等（廃棄物と分別後のものを含む。）は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人のもと、他工事での利用など、再生資源としての利用を促進する必要がある。

したがって、建設現場から発生する建設副産物を他工事や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費は、建設業者が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人及び下請負人は、建設現場から発生した建設副産物の適正な処理を行うため、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、「2. 書面による契約締結」を踏まえ、契約書面の内訳書などに明示することが望ましい。また、下請負人は、自ら実施しなければならない建設副産物の適正処理に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された建設副産物の適正処理に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

なお、下請負人の見積書に建設副産物の処理に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人が協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要である。追加的に発生した建設副産物の処理等に

要する費用を下請負人に負担させ、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

14-5 受託中小企業振興法・振興基準との関係について

振興法は、受託中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、建設工事の請負が適用されない取適法よりも、対象となる取引の範囲が広がっている。

また、振興法第3条第1項に基づく振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準で、委託事業者と中小受託事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて中小受託事業者及び委託事業者に対して指導、助言及び勧奨を行う際に用いられている。

振興法では、「委託事業者」を、資本金や従業員の数等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等を行うことを業として行うものと定義し、委託事業者の取引の相手方を指す「中小受託事業者」を、資本金や従業員の数等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等を行うことを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における委託事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、中小受託事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

なお、物価高の局面にあっても、中小企業の実質賃金の引き上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要であり、とりわけ価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要である。この観点から、労務費転嫁指針が取りまとめられ、「事業者が採るべき行動／求められる行動」が示されているところであるが、これを踏まえ、振興基準においては「『事業者が採るべき行動／求められる行動』を適切にとった上で、取引対価を決定することなどが求められていることに留意しなければならない。

○対価の決定の方法の改善

○代金の支払い方法の改善

○働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善

○業種別ガイドライン及び自主行動計画

○パートナーシップ構築宣言

詳しくは、１１４～１１９ページ参照

関 連 条 文

目 次

「建設業法」（抄）	68
「建設工事標準下請契約約款」	79
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（抄）	101
「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」	101
「よくある質問コーナー（独占禁止法）」	106
「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	107
「受託中小企業振興法」（抄）	112
「振興基準」（抄）	114
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（抄）	120
「労働基準法」（抄）	122
「労働安全衛生法」（抄）	125
「元方事業者による建設現場安全管理指針」（抄）	132
「工期に関する基準」	134

「建設業法」（抄）（昭和24年5月24日法律第100号）

（建設工事の請負契約の原則）

第18条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法

十六 その他国土交通省令で定める事項

- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（不当に低い請負代金の禁止）

- 第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。
- 2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

- 第19条の4 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

- 第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

- 第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必

要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。
- 3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。
- 4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
- 5 建設業者は、前項の規定による材料費等記載見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該材料費等記載見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該材料費等記載見積書を交付したものとみなす。
- 6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。
- 7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 8 前条第三項及び第四項の規定は、前項の勧告について準用する。

【建設業法施行令】

(建設工事の見積期間)

第5条の9 法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事一件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上
- 二 工事一件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上

- 三 工事一件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第20条の2 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

(下請代金の支払)

第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
- 3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第24条の5 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。)、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第24条の6 特定建設業者が注文者となつた下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。)における下請代金の支払期日は、第24条の4第2項の申出の日(同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

- 2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは第24条の4第2項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第2項の申出の日から起算して50日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
- 4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第1項の規定により定められた支払期日又は第2項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、第24条の4第2項の申出の日から起算して50日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

【建設業法施行令】

(法第24条の6第1項の金額)

第7条の2 法第24条の6第1項の政令で定める金額は、4千万円とする。

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。))第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。))第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
- 三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
- 四 建設業者が第22条第1項若しくは第2項又は第26条の3第8項の規定に違反したとき。
- 五 第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
- 六 建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
- 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第3条第1項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

- 八 建設業者が、情を知つて、第 3 項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第 29 条の 4 第 1 項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
- 九 履行確保法第 3 条第 1 項、第 5 条又は第 7 条第 1 項の規定に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。
- 一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第 1 項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1 年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
- 5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第 1 項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1 年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、前 2 項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第 2 項第一号に該当する第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

(帳簿の備付け等)

第40条の3 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

【建設業法施行規則】

(帳簿の記載事項等)

第26条 法第40条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となつた年月日
- 二 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
 - イ 請け負つた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ロ イの建設工事について注文者と請負契約を締結した年月日、当該注文者（その法定代理人を含む。）の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - ハ イの建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- 三 発注者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第三号に規定する宅地建物取引業者を除く。以下この号及び第28条において同じ。）と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
 - イ 当該住宅の床面積
 - ロ 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成19年政令第395号）第3条第1項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合（同項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合
 - ハ 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅建設瑕疵担保責任保険契約（同法第2条第5項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称
- 四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
 - イ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ロ イの建設工事について下請負人と下請契約を締結した年月日、当該下請負人（その法定代理人を含む。）の商号又は名称及び住所並びに当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ イの建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

ニ ロの下請契約が法第24条の6第1項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段

(2) 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したとき

は、その手形の金額、手形を交付した年月日及び手形の満期

(3) 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額

(4) 遅延利息を支払ったときは、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った年月日

2 法第40条の3に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第19条第1項及び第2項の規定による書面又はその写し

二 前項第四号ロの下請契約が法第24条の6第1項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号ニ(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第14条の5第1項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む。)

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格、監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格並びに第14条の2第1項第2号トに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

ロ 当該建設工事の下請負人の商号又は名称及び当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ ロの下請負人が請け負った建設工事の内容及び工期

ニ ロの下請負人が置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格並びにロの下請負人が第14条の2第1項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

3 第14条の7に規定する時までの間は、前項第三号に掲げる書類を法第40条の3に規定する帳簿に添付することを要しない。

4 第2項の規定により添付された書類に第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、法第40条の3に規定する帳簿の当該事項

を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。

- 5 法第40条の3の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第1号から第5号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）

二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。第5号において同じ。）

三 施工体系図

四 法第20条第1項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書

五 建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した前号の見積書の内容に関する注文者との打合せ記録

- 6 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第40条の3に規定する帳簿への記載に代えることができる。

- 7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

- 8 第5項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

（帳簿の記載方法等）

第27条 前条第1項各号に掲げる事項の記載（同条第6項の規定による記録を含む。次項において同じ。）及び同条第2項各号に掲げる書類の添付は、請け負った建設工事ごとに、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになったとき（同条第1項第一号に掲げる事項にあつては、当該建設工事を請け負ったとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行わなければならない。

- 2 前条第1項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して変更後の当該事項を記載しなければならない。

(帳簿及び図書の保存期間)

第28条 法第40条の3に規定する帳簿(第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)及び第26条第2項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき(当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき)から5年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間)とする。

- 2 第26条第5項に規定する図書(同条第8項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間とする。

「建設工事標準下請契約約款」

昭和52年4月26日

中央建設業審議会決定

最終改正 令和7年12月2日

[注1] この約款は、第一次下請段階における標準的な工事請負契約を念頭において、下請段階における請負契約の標準的約款として作成されたものである。

[注2] 個々の契約に当たっては、建設工事の種類、規模等に応じ契約の慣行又は施工の実態からみて必要があるときは、当該条項を削除し、又は変更するものとする。この場合において、契約における元請負人及び下請負人の対等性の確保、責任範囲その他契約内容の明確化に留意すること。

建設工事下請契約書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

注 工期は、下請負人の施工期間とすること。

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

注 () の部分は、下請負人が課税業者である場合に使用する。

6 請負代金の支払の時期及び方法

支払時期（額）

- | | | | | |
|-----|--------------|----------|------------|---------------|
| (1) | 前金払 | 契約締結後 | 日以内に
万円 | } 現金・手形の別又は割合 |
| (2) | 部分払 | ○月
翌月 | 日締切
日支払 | |
| (3) | 引渡し時
の支払い | 請求後 | 日以内 | 手形期間 日 |

注 労務費に見合う額については、原則として現金払とすること。

(2) 部分払の○には毎、隔等を記入する。

7 調停人

注 元請負人及び下請負人が調停人を定めない場合には、削除する。

8 その他

注 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

発注者〇〇による〇〇工事のうち、上記の工事について、元請負人及び下請負人は、各々対等な立場における合意に基づき、別添の条項によってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。この契約の証として、本書〇通を作り、元請負人及び下請負人（及び保証人）が記名押印して、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

元請負人	住所	氏名	
(金銭保証人	〃		保証の極度額)
下請負人	〃		
(金銭保証人	〃		保証の極度額)

注 () は金銭保証人を立てる場合に使用する。

保証人の付する保証が民法第四百六十五条の二第一項に規定する根保証である場合は保証の極度額を記載しない場合は無効となる。根保証でない場合は、保証の極度額の欄は削除する。

注 保証人（法人を除く。以下この文において同じ。）を立てる場合は保証人に対して民法第四百六十五条の十第一項に規定する情報提供義務が発生することに留意すること。

(総則)

第一条 元請負人及び下請負人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。

2 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。

3 元請負人は、下請負人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

4 労働災害補償保険の加入は○が行う。

注 ○は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和四十四年法律第八十四号）に基づく加入の実情に合わせて記入する。

(請負代金内訳書及び工程表)

第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

注 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料をいう。

(適正な労務費の確保等)

第二条の二（A） 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。

3 下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「再下請負人」という。）に支払うものとする。

三 再下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 再下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 再下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該再下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再々下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 再下請負人が、再々下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 下請負人からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

注 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、下請負人と再下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（適正な労務費の確保等）

第二条の二（Ｂ） 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。

3 下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

注 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、下請負人と当該下請負人が直接下請契約を締結する者との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

注 第二条の二は（Ａ）又は（Ｂ）を使用し、使用しない場合は削除する。

（関連工事との調整）

第三条 元請負人は、契約書記載の工事（以下「この工事」という。）を含む元請工事（元請負人と発注者との間の請負契約による工事をいう。）を円滑に完成するため関連工事（元請工事のうちこの工事の施工上関連のある工事をいう。以下この条において同じ。）との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一

時中止したときは、元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更できる。

2 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（契約保証人）

第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請負人又は下請負人の債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。

注 金銭保証人を立てる場合に使用する。

（権利義務の譲渡）

第五条（Ａ） 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

注 承諾を行う場合としては、たとえば、下請負人が第二十七条第二項又は第五項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（下請負人が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

（権利義務の譲渡）

第五条（Ｂ） 元請負人及び下請負人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき（前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときに限る。）は、この限りでない。

注 承諾を行う場合としては、たとえば、下請負人が第二十七条第二項又は第五項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合が該当する。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

3 下請負人は、第一項ただし書の規定により、この契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない。

4 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に対し前項に違反していないことを疎明する書類の提出などの報告を求めることができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第六条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面によ

る承諾を得た場合は、この限りでない。

（関係事項の通知）

第七条 下請負人は、元請負人に対して、この工事に関し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 二 雇用管理責任者の氏名
- 三 安全管理者の氏名
- 四 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 五 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 六 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（下請負人の関係事項の通知）

第八条 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地）
- 二 建設業の許可番号
- 三 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 四 雇用管理責任者の氏名
- 五 安全管理者の氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工期
- 八 受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 九 受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（監督員）

第九条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく元請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は

協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 元請負人は、監督員にこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。

4 元請負人が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

（現場代理人及び主任技術者）

第十条 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第十一条 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために使用している請負者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

（工事材料の品質及び検査）

第十二条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 下請負人は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。

3 監督員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。

5 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 第二項から前項までの規定は、建設機械器具についても準用する。

（監督員の立会い及び工事記録の整備）

第十三条 下請負人は、調合を要する工事材料については、監督員の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事については、監督員の立会いを受けて施工する。

3 監督員は下請負人から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 下請負人は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

（支給材料及び貸与品）

第十四条 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

3 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。

4 元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

5 下請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

6 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品が種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（第三項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第四項の規定を準用する。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第十五条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元

請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

（条件変更等）

第十六条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって下請負人に通知する。

3 第一項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（著しく短い工期の禁止）

第十七条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

（工事の変更及び中止等）

第十八条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（下請負人の請求による工期の延長）

第十九条 下請負人は、建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工

期に影響を及ぼす事象の発生、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

（履行遅滞の場合の工期の延長）

第二十条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

（元請負人の請求による工期の短縮等）

第二十一条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第二十二条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

- 2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。
- 3 前二項の場合のほか、建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、第一項の協議を求めることができる。
- 4 前三項の規定に基づき請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。
- 5 第二項又は第三項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

（臨機の措置）

第二十三条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

- 2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこ

れを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（一般的損害）

第二十四条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第二十五条 この工事の施工について第三者（この工事に関係する他の工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

（天災その他不可抗力による損害）

第二十六条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認したものに限る。）に損害を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担する。

2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、元請負人と下請負人とが協議して定める。

一 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

3 第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第二十七条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5 下請負人は、工事が第二項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。

6 元請負人が第三項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、下請負人は、引渡しを申し出たときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。

7 前項の場合において、下請負人が自己の財産に対するのと同じの注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び下請負人が管理のために特に要した費用は、元請負人の負担とする。

(部分使用)

第二十八条 元請負人は、前条第三項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3 元請負人は、第一項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(部分引渡し)

第二十九条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第二十七条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第三十三条（引渡し時の支払い）中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第三十条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、契約書の定めるところによる。

2 元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。

（前金払）

第三十一条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払を請求することができる。

（部分払）

第三十二条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料〔及び製造工事等にある工場製品〕（監督員の検査に合格したものに限る。）に相応する請負代金相当額の十分の〇以内の額について、契約書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

注 部分払の対象とすべき工場製品がないときは〔 〕の部分削除する。（第二項についても同じ。）

〇は九以上の数字を記入する。（第四項についても同じ。）

2 下請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料〔又は製造工場等にある工場製品〕の確認を求める。この場合において、元請負人は、その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。

3 元請負人は、第一項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより部分払を行う。

4 前払金の支払いを受けている場合においては、第一項の請求額は次の式によって算出する。

請求額＝第一項の請負代金相当額×（（請負代金額－受領済前払金額）／請負代金額）×（〇／10）

5 第三項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（引渡し時の支払い）

第三十三条 下請負人は、第二十七条（検査及び引渡し）第二項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、請負代金を支払う。

（部分払金等の不払に対する下請負人の工事中止）

第三十四条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を元請負人に通知する。

2 第十八条（工事の変更及び中止等）第三項の規定は、前項の規定により下請負人が工事の施工を中止した場合について準用する。

（契約不適合責任）

第三十五条（A） 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し

による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任）

第三十五条（B） 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であり、その契約不適合が下請負人の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完（工事目的物の範囲に限る。）を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

注 （A）又は（B）を選択して使用する。

（元請負人の任意解除権）

第三十六条 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第三十八条に規定する場合のほか必要がある

ときは、この契約を解除することができる。

- 2 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（元請負人の催告による解除権）

第三十七条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 下請負人が第五条第四項の報告を拒否したとき又は虚偽の報告をしたとき。

注 第一号は第五条（Ｂ）を選択した場合に使用する。（Ａ）を選択した場合は削除する。

- 二 下請負人が正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。

- 三 下請負人が工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

- 四 正当な理由なく、第三十五条第一項の履行の追完がなされないとき。

- 五 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がこの契約に違反したとき。

（元請負人の催告によらない解除権）

第三十八条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 下請負人が第五条第一項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。

- 二 下請負人が第五条第三項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

注 第二号は第五条（Ｂ）を選択した場合に使用する。（Ａ）を選択した場合は削除する。

- 三 下請負人がこの契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- 五 下請負人がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 六 下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。

- 八 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 九 下請負人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は第四十一条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 下請負人（下請負人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 下請負人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、元請負人が下請負人に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第三十九条 第三十七条各号又は前条各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（下請負人の催告による解除権）

第四十条 下請負人は、元請負人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（下請負人の催告によらない解除権）

第四十一条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第十八条（工事の変更及び中止等）第一項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が十分

の〇以上減少したとき。

注 〇の部分には、たとえば、六と記入する。

二 第十八条第一項の規定による工事の施工の中止期間が〇を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

注 ただし書き以外の部分の〇には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいずれか短い期間を、ただし書きの〇には、たとえば三と記入する。

三 元請負人が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

（下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第四十二条 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は前条（下請負人の催告によらない解除権）各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第四十三条 工事の完成前にこの契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

2 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。

3 前項の場合において、第三十一条（前金払）の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第三十二条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。

4 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。ただし、当該契約の解除が第三十六条第一項、第四十条及び第四十一条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。

5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。

第四十四条 この契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第三十六条第二項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。

（元請負人の損害賠償請求等）

第四十五条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 下請負人が工期内に工事を完成することができないとき（第二十条の規定により工期を変更したときを含む。）。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第三十七条又は第三十八条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。ただし、同項第一号の場合においては請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

（下請負人の損害賠償請求等）

第四十六条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第四十条及び第四十一条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第三十一条（前金払）、第三十二条（部分払）第三項又は第三十三条（引渡し時の支払い）第二項（第二十九条（部分引渡し）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第三十一条の規定による請負代金にあっては年〇パーセント、第三十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による請負代金にあっては年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第四十七条 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第二十七条（検査及び引渡し）第三項（第二十九条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から〇年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

注 〇の部分には原則として元請契約における契約不適合責任の期限に相応する数字を記入する。

- 2 前項の規定に関わらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、元請負人が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、下請負人は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から〇年が経過する日まで請求等を行うことができる。

注 〇の部分には原則として元請契約における設備機器等に係る契約不適合責任の期限に相応する数字を記入する。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を

示して、下請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 元請負人が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 元請負人は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

注 第八項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、元請負人は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、下請負人がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第四十八条（A） この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、契約書記載の調停人又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

- 2 元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
- 3 元請負人又は下請負人は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う元請負人と下請負人との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。
- 4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに元請負人が定めたものの下請負人が不服がある場合で、元請負人又は下請負人の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、元請負人及び下請負人は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

注 第三項及び第四項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第四十八条（B） この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2 元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

注 （B）は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第四十九条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第五十条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人とが協議して定める。

〔別添〕

〔裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。〕

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、元請負人及び下請負人は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

〔 管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。 〕

令和 年 月 日

元請負人

印

下請負人

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

ただし、消費者である発注者は、請負者との間に成立した仲裁合意を解除することができる。また、事業者の申立てによる仲裁手続の第一回口頭審理期日において、消費者（発注者）である当事者が出頭せず、又は解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、仲裁合意を解除したものとみなされる。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、下請負人が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（抄）

（昭和22年4月14日法律第54号）

第5章 不公正な取引方法

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」

（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）

（改正 平成13年1月4日公正取引委員会事務総長通達第3号）

今般、別記のとおり「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定めたので、今後、建設業における下請代金の支払遅延等に対する独占禁止法の適用については、この認定基準により処理されたい。

なお、この認定基準の運用にあたっては、別紙の諸点に留意されたい。

記

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

建設業の下請取引において、元請負人が行なう次に掲げる行為は不公正な取引方法に該当するものとして取扱うものとする。

- 1 下請負人からその請け負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときに、正当な理由がないのに、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その完成を確認するための検査を完了しないこと。
- 2 前記1の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出た場合に、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされているときを除き、正当な理由がないのに、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けないこと。
- 3 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときに、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該支払を受けた日から起算して1月以内に支払わないこと。
- 4 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が1千万円以上の法人であるものを除く。後記5においても同じ。）における下請代金を、正当な理由がないのに、前記2の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日。）から起算して50日以内に支払わないこと。
- 5 特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、前記2の申し出の日から起算して50日以内に、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とするものをいう。）による割引を受けることが困難であると認

められる手形を交付することによつて、下請負人の利益を不当に害すること。

- 6 自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
- 7 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 8 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによつて、その利益を害すること。
- 9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによつて、下請負人の利益を不当に害すること。
- 10 元請負人が前記 1 から 9 までに掲げる行為をしている場合又は行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

〔備考〕 この認定基準において使用する用語の意義については、次のとおりとする。

- 1 「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項別表の上欄に掲げるものをいう。
- 2 「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- 3 「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいう。
- 4 「元請負人」とは、下請契約における注文者である建設業者であつて、その取引上の地位が下請負人に対して優越しているものをいう。
- 5 「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 6 「特定建設業者」とは、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に該当するものであつて、同項に規定する許可を受けた者をいう。

〔別 紙〕

1 検査期間について

これは、工事完成後、元請負人が検査を遅延することは、下請負人に必要以上に管理責任を負わせることになるばかりでなく、下請代金の支払遅延の原因ともなるので、工事完成の通知を受けた日から起算して 20 日以内に確認検査を完了しなければならないこととしたものである。ただし、20 日以内に確認検査がで

きない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、風水害等不可抗力により検査が遅延する場合、あるいは、下請契約の当事者以外の第三者の検査を要するため、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

2 工事目的物の引取りについて

これは、確認検査後、下請負人から工事目的物の引渡しを申し出たにもかかわらず、元請負人が引渡しを受けないことは、下請負人に検査後もさらに管理責任を負わせることとなるので、特約がない限り、直ちに引渡しを受けなければならないこととしたものである。ただし、引渡しを受けられない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、検査完了から引渡し申し出の間において、下請負人の責に帰すべき破損、汚損等が発生し、引渡しを受けられないことが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

3 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について

これは、元請負人が注文者から請負代金の一部または全部を出来形払または竣工払として支払を受けたときは、下請負人に対し、支払を受けた出来形に対する割合および下請負人が施行した出来形部分に応じて、支払を受けた日から起算して1月以内に下請代金を支払わなければならないこととしたものである（元請負人が前払金の支払を受けたときは、その限度において当該前払金が各月の当該工事の出来形部分に対する支払に順次充てられるものとみなす。）ただし、1月以内に支払うことができない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、不測の事態が発生したため、支払が遅延することに真にやむを得ないと明らかに認められる理由がある場合等は正当な理由があるといえよう。

なお、認定基準3の下請負人に対する下請代金の「支払」とは、現金またはこれに準ずる確実な支払手段で支払うことをいう。したがって、元請負人が手形で支払う場合は、注文者から支払を受けた日から起算して1月以内に、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とするものをいう。）で割引を受けることができると認められる手形でなければならない。

また、元請負人が請負代金を一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形で受けとつた場合は、その手形が一般の金融機関で割引を受けることができると認められるものとなつたときに支払を受けたものとみなす。

4 特定建設業者の下請代金の支払について

これは、特定建設業者が元請負人となつた場合の下請負人に対する下請代金は、下請負人から工事目的物の引渡し申し出のあつた日から起算して50日以内に支払わなければならないこととしたものである。ただし、50日以内に支払うことができない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、不測の事態が発生したため、支払が遅延することに真にやむを得ない

と明らかに認められる理由がある場合等は正当な理由があるといえよう。

なお、認定基準３との関係は、下請負人に対する下請代金の支払期限が、認定基準３による場合と認定基準４による場合といずれが早く到達するかによつて決まるのであり、認定基準３による方が早くなつた場合には認定基準４は適用されないこととなる。

５ 交付手形の制限について

これは、特定建設業者が元請負人となつた場合の下請代金の支払につき、手形を交付するときは、その手形は現金による支払と同等の効果を期待できるもの、すなわち、下請負人が工事目的物の引渡しを申し出た日から５０日以内に一般の金融機関で割引を受けることができると認められる手形でなければならないこととしたものである。

割引を受けられるか否かは、振出人の信用、割引依頼人の信用、手形期間、割引依頼人の割引枠等により判断することとなろう。

６ 不当に低い請負代金について

これは、元請負人が取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならないこととしたものである。

認定基準６でいう原価は、直接工事費のほか、間接工事費、現場経費および一般管理費は含むが、利益は含まない。

７ 不当減額について

これは、元請負人は下請契約において下請代金を決定した後に、その代金の額を減じてはならないこととしたものである。これには、下請契約の締結後、元請負人が原価の上昇をとまなうような工事内容の変更をしたのに、それに見合つた下請代金の増額をしない等実質的に下請代金の額を減じることとなる場合も含まれる。ただし、下請代金の額を減ずることに正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、工事目的物の引渡しを受けた後に、瑕疵が判明し、その瑕疵が下請負人の責に帰すべきものであることが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

８ 購入強制について

これは、元請負人が取引上の地位を不当に利用して、資材、機械器具またはこれらの購入先を指定し、購入させてはならないこととしたものである。

例えば、契約内容からみて、一定の品質の資材を当然必要とするのに、下請負人がこれより劣つた品質の資材を使用しようとしていることが明らかになつたとき、元請負人が一定の品質の資材を指定し、購入させることがやむを得ないと認められる場合等は不当とはいえないであろう。

９ 早期決済について

これは、元請負人が工事用資材を有償支給した場合に、当該資材の対価を、当該資材を用いる建設工事の下請代金の支払期日より以前に、支払うべき下請代金の額から控除し、または支払わせることは、下請負人の資金繰りないし経営を不当に圧迫するおそれがあるので、当該資材の対価は、当該資材を用いる建設工事の下請代金の支払期日でなければ、支払うべき下請代金の額から控除し、または支払わせてはならないこととしたものである。ただし、早期決済することに正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、下請負人が有償支給された資材を他の工事に使用したり、あるいは、転売してしまつた場合等は正当な理由があるといえよう。

10 報復措置について

これは、取引上の地位が元請負人に対して劣っている下請負人が、元請負人の報復措置を恐れて申告できないこととなる事態も考えられるので、元請負人が認定基準に該当する行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官または都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し取引停止等の不利益な取扱いをしてはならないこととしたものである。

(注) 建設業法施行令の一部を改正する政令（平成6年12月14日政令第391号）他による改正により、1千万円は5千万円と読み替えること。

「よくある質問コーナー(独占禁止法)」 (抄)
(令和4年2月16日、公正取引委員会ウェブサイト)

Q 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」 (令和5年3月1日、公正取引委員会)

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)が取りまとめられた。

令和4年3月30日、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージの内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査(以下「緊急調査」という。)の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。

今般、公正取引委員会は、このような緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、以下のとおり、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。

公正取引委員会としては、今後、発注者からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることなどを改めて周知徹底するとともに、緊急調査のフォローアップを含む転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施するほか、引き続き、価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。

第1 独占禁止法の執行強化

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査の実施

公正取引委員会は、令和4年3月30日、緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定し、同年6月3日には受注者8万名に対し、同年8月30日には発注者3万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、同年12月27日、緊急調査の結果を取りまとめ、公表した。

今後、令和4年6月1日から令和5年5月31日までを調査対象期間とし、令和5年6月を目途に、緊急調査(22業種11万名)を上回る規模の業種及び発注数の書面調査を開始する。この際、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対し重点的に調査票を送付するなど労務費に関する対応を強化する。あわせて、緊急調査において注意喚起文書を送付した4,030名及び多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められたため事業者名を公表した13名について、その後の価格転嫁の取組状況の確認(フォローアップ)を行う。

書面調査等の結果を踏まえ、協議を経ない取引価格の据え置き等が疑われる事案について、立入調査等を行い、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。また、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、独占禁止法上問題が認められた事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）を指定（注）し、荷主と物流事業者の取引公正化に向けた調査を継続的に行っている。令和4年度においても、令和4年9月30日に荷主3万名に対し、令和5年1月13日に物流事業者4万名に対し、それぞれ書面調査を開始した。

今後、書面調査等の結果を踏まえ、協議を経ない取引価格の据え置き等が疑われる事案について、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査を行い、令和5年5月を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。また、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付するとともに、独占禁止法上問題が認められた事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。

（注）独占禁止法は、禁止行為の一つである「不公正な取引方法」の規制に際し、その具体的な内容は公正取引委員会が告示で指定するという法形式を採用しており、物流特殊指定においては、荷主及び物流事業者の資本金等が一定の関係にあるときには、それぞれ特定荷主及び特定物流事業者として、物流特殊指定の適用対象となり、物流特殊指定の規定する禁止行為に該当する場合には、独占禁止法上問題となるものである。

第2 下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月31日、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、下請法上の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種を選定した。公正取引委員会は、令和5年2月末までに、168件の重点的な立入調査を実施した。

今後、公正取引委員会は、令和4年度における下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年5月を目途に令和5年度の下請法上の重点立入業種を選定し、重点的な立入調査を実施する。重点的な立入調査を通じて、協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた事案については、下請法上の勧告又は指導を迅

速かつ積極的に実施する。

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした。公正取引委員会は、令和5年2月末までに、7件の改善報告書の提出を求めた。

引き続き、公正取引委員会は、上記の取組を着実に実施していく。

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、同年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。

法遵守状況の自主点検の結果においては、関係事業者団体及び事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組の強化の内容についても記載したところ、今後、公正取引委員会は、関係省庁とも連携し、関係事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組の強化の内容について、緊急調査において、注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も対象に加えつつ、令和5年内を目途に必要なフォローアップを行う。

第3 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）を追加し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

上記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げている。

下請法運用基準及び独占禁止法Q & Aに掲載した事例は、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの急激な上昇という経済環境においては、

- ・ 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと
- ・ 受注者からの取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと

が発注者に求められていることを明確化したものである。

公正取引委員会は、上記の下請法運用基準及び独占禁止法Q & Aについて、今後、関係省庁とも連携しつつ、下記のとおり、改めて事業者、事業者団体等向けの周知徹底を図る。

ア 円滑な価格転嫁に向けた要請

円滑な価格転嫁に向けて、上記の考え方を周知し、積極的な協議を後押しする観点から、関係事業者団体に対し、文書で要請を行う。

イ 経済団体等への働きかけ

発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者

への周知徹底を図るため、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体、事業者等への周知について働きかけを行う。

ウ ウェブサイト等を通じた周知

令和5年1月31日、政府インターネットテレビに、下請法を解説する新たな動画「下請事業者を守る下請法」を掲載し、その中に、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要である旨を盛り込んだところ、当該動画の周知を図っていく。

2 相談対応及び情報収集の実施

ア 中小事業者等からの相談対応

公正取引委員会は、中小事業者等からの相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、フリーダイヤル経由の電話相談を受け付けているほか、中小事業者等からの要望に応じ、オンライン相談会を実施しているところ、引き続き、相談窓口の周知徹底を図っていく。

「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」

(不当な下請取引) - ゼ ロ ゼロ - 110 番

電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

イ 中小事業者等からの情報収集

公正取引委員会及び中小企業庁は、中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けている。公正取引委員会に対しては、令和5年2月末までに、613件の情報が寄せられた。

引き続き、「違反行為情報提供フォーム」の周知徹底を図るとともに、同フォームに寄せられた情報を活用しつつ、各種調査を実施していく。

「違反行為情報提供フォーム」

(買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

「受託中小企業振興法」(抄)

(昭和45年法律第145号) ※経済産業省、業所管省庁共管

(定義)

第二条 この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
 - 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造(前号に掲げるものを除く。)又は修理
 - 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)
 - 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
 - 五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部
 - 六 その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送の行為の全部又は一部
- 3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 企業組合

五 協業組合

- 4 この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。
- 5 この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。
- 6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

「振興基準」（抄）

（令和 7 年 1 0 月 1 日、経済産業省告示）

第 4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

- （１）取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

- （２）委託事業者及び中小受託事業者は、毎年 9 月及び 3 月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に 1 回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和 7 年公正取引委員会事務総長通達第 13 号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求

により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

- (3) 委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。
- (4) 委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- (6) 委託事業者及び中小受託事業者は、(1)ら(5)までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、受託取引に係る代金（以下「代金」という。）の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (7) 委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、委託事業者及び中小受託事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

- ① コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
- ② 中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

(8) 委託事業者及び中小受託事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。

(9) 委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「代金を据え置くことによる買いたたき」等の、取適法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

この場合において、買いたたきとは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱うものとする。

- ① 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額
- ② 当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

- ① 労務費、原材料費価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

3 代金の支払方法の改善

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日（以下「受領日」という。）から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。

(2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額

を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

- (3) 一括決済方式(※)及び電子記録債権(以下「ファクタリング等」という。)により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

※委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

- (4) (2) 及び (3) の取組は、サプライチェーンの川下側にあつて川上側に与える影響の大きい委託事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する委託事業者、各業種において主導的な立場にある委託事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている委託事業者等は、率先して支払条件の見直し(手形の利用禁止、ファクタリング等のサイトの短縮、現金による支払への切替え等)を進めるものとする。

- (5) 委託事業者は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

- ① 一括決済方式への加入及び脱退については、中小受託事業者に強要しないこと。
- ② 一括決済方式に加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない中小受託事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

- (6) 委託事業者は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

- ① 電子記録債権による支払方法の選択については、中小受託事業者の自主的な判断を十分尊重すること。
- ② 電子記録債権の活用によって見込まれる代金の支払又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進めること。

- ③ その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

(7) 建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努めるものとする。

7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。
- (2) 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。
- (3) 大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- ② 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- ③ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- ④ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

1 業種別ガイドライン及び自主行動計画

- (1) 業種に応じて受託取引の実態、取引慣行等は異なることから、委託事業者及び中小受託事業者は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、委託事業者は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、業種別ガイドライ

ンに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

- (2) 事業者団体等は、委託事業者及び中小受託事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準及び業種別ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、それに基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努めるものとする。委託事業者の取組はサプライチェーン全体に大きな影響を与えることから、委託事業者は、こうした事業者団体等の取組に対し積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない事業者団体等は、その策定に努めるものとする。

2 パートナーシップ構築宣言

- (1) 委託事業者は、受託中小企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。
- (2) パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（抄）

（平成１２年５月３１日法律第１０４号）

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第１３条 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条第１項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

２ 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

３ 対象建設工事の請負契約の当事者は、前２項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（分別解体等実施義務）

第９条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第３項又は第４項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

２ 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

３ 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

４ 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」

(平成 12 年 11 月 29 日政令第 495 号)

(建設工事の規模に関する基準)

第 2 条 法第 9 条第 3 項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80 平方メートルであるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 500 平方メートルであるもの
- 三 建築物に係る新築工事等（法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第 9 条第 1 項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が 1 億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が 500 万円であるもの

2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」

(平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号)

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第 4 条 法第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

「労働基準法」 （抄）

（昭和22年4月7日法律第49号）

第36条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲

二 対象期間（この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。第4号及び第6項第3号において同じ。）

三 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

四 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

五 労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

3 前項第4号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。

4 前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第32条の4第1項第2号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

5 第1項の協定においては、第2項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第2項第4号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め七百二十時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。この場合において、第1項の協定に、併せて第2項第2号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一箇

月について四十五時間（第32条の4第1項第2号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間）を超えることができる月数（一年について六箇月以内に限る。）を定めなければならない。

6 使用者は、第1項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

一 （略）

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

第139条 工作物の建設の事業（災害時における復旧及び復興の事業に限る。）その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業に関する第36条の規定の適用については、当分の間、同条第5項中「時間（第2項第4号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）」とあるのは「時間」と、「同号」とあるのは「第2項第4号」とし、同条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業については、令和六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第36条第1項の協定に関しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同条第2項第4号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範囲で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同条第3項から第5項まで及び第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

別表第1（第33条、第40条、第41条、第56条、第61条関係）

1・2 （略）

3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

4～15 （略）

労働基準法施行規則（昭和２２年８月３０日厚生省令第２３号）

第６９条 法第１３９条第１項及び第２項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- １ 法別表第１第３号に掲げる事業
- ２ 事業場の所属する企業の主たる事業が法別表第１第３号に掲げる事業である事業場における事業

「労働安全衛生法」（抄）

（昭和47年6月8日法律第57号）

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

- 2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

(事業者の行うべき調査等)

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

- 2 厚生労働大臣は、前条第1項及び第3項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

第30条の3 第25条の2第1項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合（第4項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第1項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)

第31条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているもの

は、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第30条第2項若しくは第3項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

（違法な指示の禁止）

- 第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（請負人の講ずべき措置等）

- 第32条 第30条第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 2 第30条の2第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 3 第30条の3第1項又は第4項の場合において、第25条の2第1項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第30条の3第1項又は第4項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 4 第31条第1項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 5 第31条の2の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

（定期自主検査）

- 第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、

その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（安全衛生教育）

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第60条の2 事業者は、前2条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（就業制限）

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、

都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

（作業環境測定）

第65条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- 5 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

（健康診断）

第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- 3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

- 4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

「元方事業者による建設現場安全管理指針」（抄）

（平成 7 年 4 月 2 1 日厚生省基発第 2 6 7 号の 2）

第 1 趣旨

本指針は、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示すことにより、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るためのものである。なお、建設現場の安全管理は、元方事業者及び関係請負人が一体となって進めることによりその水準の一層の向上が期待できることから、本指針においては、元方事業者が実施する安全管理の手法とともに、これに対応して関係請負人が実施することが望ましい事項も併せて示している。

第 2 建設現場における安全管理

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

(1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- [1] 労働者の墜落防止のための防網の設置
- [2] 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
- [3] 安全帯の取付け設備の設置
- [4] 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
- [5] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等

[6] 元方事業者が主催する安全大会等への参加

[7] 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

[1] 関係請負人に、上記[4]の誘導員を配置させる場合の費用

[2] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視

等の現場管理を実施するための費用

[3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用

[4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

14 関係請負人が実施する事項

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け合わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

工期に関する基準

令和２年７月２０日
(令和６年３月２７日最終改定)
中央建設業審議会決定

第1章 総論

(1) 背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければならない。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進するうえで建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業における働き方改革に協力することが必要である。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めただうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、令和6年4月から、この一般則（以下「時間外労働規制」という。）が適用される。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働規制の適用以前においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定された。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討が重ねられてきた。

政府としてこうした取組が進められてきた一方、現状でも通常必要と認められる期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生している。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人一下請負人間（元請負人と一次下請負人間、一次下請負人と二次下請負人間など。以下「元下間」という。）の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見される。このような理由で工期が遅れた場合、契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や休日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合もある。

こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会（常会）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関す

る法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条において、中央建設業審議会が建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、11月の第1回開催以降、合計6回にわたるワーキンググループでの審議のうえ、中央建設業審議会において令和2年7月に本基準を作成した。

(2) 建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

建設工事は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど、あらゆる社会資本の整備を担うものである。また、発注者は国・地方公共団体・企業・個人と様々であり、他方、建設工事の施工に当たっては、工事の規模や内容によって、ゼネコンから基礎工事、躯体工事、仕上工事等それぞれの工程・技術に特化した専門工事業者に至るまで、様々な業者が工事に関与している。受発注者間で設定する工期、元下間で設定する工期など、建設工事1つにおいても多数の工期が設定されており、また、受発注者間で設定した工期は、元下間で設定する専門工事ごとの多様な工期で構成されている。

そのため、建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設定することが求められる。

(ii) 一品受注生産

建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるような工業製品とは異なり、その目的（オフィス、商業用施設、居住用家屋、道路や河川などの社会資本等）や立地条件に応じて、建設業者が、発注者から、一品ごとに受注して生産されるものである。受注した工事ごとに工程が異なるほか、目的物が同一であっても天候や施工条件等によって施工方法が影響を受けるため、工程は異なるものとなる。また、追加工事や設計変更等が発生する場合には、必要に応じて、受発注者間及び元下間でその変更理由を明らかにしつつ協議を行い、受発注者及び元下間双方の合意により、工期の延長等、適切に契約条件を変更することが重要である。

(iii) 工期とコストの密接な関係

建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない。また、施工に当たっては、安全確保と環境保全も重要な要素であり、その徹底が求められる。

建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために必要な工期・コスト（請負代金の額）が受発注者間（※）及び元下間で協議・合意されて、請負契約が締結される。受発注者間及び元下間の協議においては、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約をはじめ、本基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、双方において生

産性向上に努めることが重要である。

(※) 公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

なお、災害復旧工事など社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させなくてはならない場合には、それに伴って必要となる資材・労務費等を適切に請負代金の額に反映しなくてはならない。

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第 18 条、第 19 条等において、受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止、著しく短い工期の禁止などのルールが定められている。

- ・ 請負契約における書面の記載事項の追加（第 19 条）：建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
- ・ 著しく短い工期の禁止（第 19 条の 5、第 19 条の 6）：注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
- ・ 建設工事の見積り等（第 20 条）：建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

(※) 費用の見積りだけでなく日数も見積りをする。

- ・ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）：建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
- ・ 工期に関する基準の作成（第 34 条）：中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

加えて、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、建設業法第 34 条に基づき、中央建設業審議会が、公正な立場から、請負契約の当事者間の具体的な権

利義務関係の内容を律するものとして決定し、当事者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標準請負契約約款や民間工事標準請負契約約款等に沿った請負契約の締結が望まれる。

また、労働安全衛生法第3条においても、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

さらに、労働基準法第32条においては、1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないこととされており、これを超えて働く場合（時間外労働）についても、同法第36条において、原則として月45時間（限度時間）、年360時間以内であり、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、かつ、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6回までと定められている。

受発注者間（※）及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定めようとする期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工程ごとの工期、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期を設定するとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則であり、このことは、当初契約だけでなく、変更契約についても同様である。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、下請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰することができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等を行う。

（※）公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

（ii）公共工事における基本的な考え方

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、建設業法に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）において公共工事独自のルールが定められている。

✓ 請負契約の締結について

公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められる。

✓ 工期の設定について

公共工事では、公共工事品質確保法第7条第1項第6号において、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされている。

また、公共工事品質確保法に基づく発注関係事務の運用に関する指針において、建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めることとされており、具体的には、

- ・発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）
- ・発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）
- ・発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）

があり、余裕期間制度の活用にあたっては、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択することとされている。

さらに、入札契約適正化法第18条に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「入札契約適正化指針」という。）において、発注者の責務として、工期の設定に当たり、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮することとされている。

- ・公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- ・工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

✓ 施工時期の平準化について

公共工事は、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念されることから、公共工事品質確保法第7条第1項第5号や入札契約適正化指針において、計画的に発注を行うとともに、工期が一年に満たない公共工事についての繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定など必要な措置を講じることにより、施工時期の平準化を図ることが発注者の責務とされている。

✓ 予定価格の設定について

公共工事では、公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等とともに、工期、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務とされている。

✓ 工期変更について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第7号や入札契約適正化指針に基づき、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとされている。

また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずることとされている。

(iii) 下請契約における基本的な考え方

建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完成させるため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意のうえ、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力することが重要である。

下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っているほか、内装工事などの仕上工事、設備工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く、竣工日優先で発注・契約され、納期が変更・延期されないまま短縮工期となっても費用増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあっては急な増員が困難な場合もある。下請契約においては、元請負人は、下請負人による時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工期ごとの工期についての見積りを尊重して適正な工期を設定する必要がある。また、前工程で工程遅延が発生し

た場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結しなければならない。

(4) 本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要がある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手が安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを楽しむことができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建設業法第 19 条の 6 に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者である場合には、国土交通大臣等は建設業法第 41 条に基づく勧告や第 28 条に基づく指示を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第 11 条第 2 項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされている。

<建設業法>

第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

<入札契約適正化法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

（略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

（５） 適用範囲

建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスを含む、あらゆる建設工事及び発注者・受注者（下請人を含む）を対象とする。

また、「工期」とは、建設工事の着工から竣工までの期間を指す。



なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・進捗・品質が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や完成度の高い成果物の作成等に努め、工期にシワ寄せが生じないようにしなくてはならない。また、事業化/構想段階、設計段階において工程や工期を検討する場合は、施工段階における適正な工期の確保を前提とすることが必要である。

そのため、事業化/構想段階、設計段階など工期を検討する段階で、適正に工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むために、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与することも有用である。また、施工段階において、設備工事等の各工事を分離して発注・契約する場合においても、本基準を用いて、適正な工期を

設定する必要がある。

＜用語の定義＞

工期：建設工事の着工から竣工までの期間

発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう

受注者：発注者から直接工事を請け負った請負人をいう

元請負人：下請契約における注文者で、建設業者であるもの

下請負人：下請契約における請負人

下請契約：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

(6) 工期設定における受発注者の責務

公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

<一般的な工期の設定者>

○公共工事：

- ・ 一般的に、公共工事では発注者が工期を設定し、入札に付される。

(※) 公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む。）には、発注者、優先交渉権者（施工者）及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていく場合がある。

(『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（国土交通省大臣官房地方課、技術調査課、官庁営繕部（令和2年1月））』における、技術協力・施工タイプなど。)

○民間工事：

- ・ 民間工事では、受注（候補）者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、受注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意のうえで設定する場合、施工段階より前に受注（候補）者が参画しつつ受発注者双方が合意のうえで設定する場合等、様々な場合がある。

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

- ・ 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の発注者と受注者である建設業者がパートナーシップを構築することは、建設業の持続可能性を確保していくだけでなく、発注側が事業を継続していく上でも極めて重要である。
- ・ 発注者は、受注者やその下請負人において、その労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを実現できるよう、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意する。具体的には、発注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する必要がある。
- ・ 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努める。
- ・ 発注者において適正な工期設定に関する知見を有する者（エンジニア等）が工期算定の職務に従事している場合は、工期設定の検討段階でその知見を十分に活用・反映させる必要がある。
- ・ 受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を設定する場合、第2章(10)その他にある日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」等を適宜参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。

- ・ 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中期間の回避などにより、受注者からの情報も参考としつつ、施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める。
- ・ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- ・ 発注者（設計者を含む）は設計図書等に基づいて設計意図を伝達するとともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工条件を明らかにする。
- ・ 生産性向上は工期の短縮や省人化等のメリットが受発注者双方にあることも踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組が進められるよう、受注者に協力するよう努める。
- ・ 【公共工事】公共工事においては、通常、入札公告等で当初の工期が示されることから、発注者には、本基準に沿って適正な工期を設定することが求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期の設定を行うなど、（３）（ii）にあるとおり、公共工事品質確保法第７条等や入札契約適正化法第１８条に基づく発注者の責務等を遵守する必要がある。
- ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第３条第５項に基づき、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報を的確に把握し、より適切な技術等を活用することにより、公共工事の品質を確保することが求められる。
- ・ 【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したもの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。
- ・ 【民間工事】設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注（候補）者に提供し、必要に応じて、工事に係る費用及び工期についての希望を受注（候補）者に伝達したうえで、これらの見積りを受注（候補）者に依頼する。そして、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議・合意し、適正な工期を設定する。

＜建設業法＞

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときには、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

- ・ 【民間工事】災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実には工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

＜工期設定において受注者の果たすべき責務＞

- ・ 受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。
- ・ 受注者は、建設工事の適正な工期見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）は行わない。
（※）建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように努めなければならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方（必要日数の算出方法等）が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な工期が確保できているか受発注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはならない。
- ・ 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める。
- ・ 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求める。各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、工程の遅れの原因を分析し、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもののいずれであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して、必要に応じて契約変更等を行う。
- ・ 受注者は、元請負人として受注した工事を下請負に付そうとするときは、下請負人が時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意する必要がある。このため、発注者と請負契約を締結しようとするときは、受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、下請負人が時間外労働規制に抵触することとならないよう適正な工期で発注者と請負契約を締結する。また、契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う。
- ・ 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項がある場合、元請負人は発注者（設計者を含む）に現場施工に支障を来さない期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとともに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに伴う掛かり増し経費について、下請契約へ適切に反映する。その際、遅延の原因が発注者（設計者を含む）である場合は、受発注者間で協議を行い、発

生した費用を求める。

- ・ 適正な品質や工程を確保するために合理的な技術提案を積極的に行い、より一層の生産性向上に向けた取組を推進する。特に民間工事においては、その取組によって生じるコストの増減等のメリット・デメリットについて発注者に対して適切に説明する。

（生産性向上のための施策例）

- ・ ハード技術の活用
（現場打ちの時間省略に資するプレキャスト製品 等）
 - ・ 各種 I C T（情報通信技術）、デジタルデータ（B I M / C I M 等）の活用
（情報共有、監督・検査の効率化等）
 - ・ 設計・施工プロセスの最適マネジメント
（工事の特性等に合わせたフロントローディングの実施 等）
 - ・ 技能者の技能向上
- ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第 8 条等に基づき、元請負人・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。
 - ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したもの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。
 - ・ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、当該工期の考え方を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方の協議・合意のうえで、適正な工期を設定する。
 - ・ 【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するために、各々の工事における施工時期を繁忙期からずらすことで安定した工程や労働力の確保、均質な品質管理体制の構築、コスト減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

建設工事は、工期の厳守を求められる一方で、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

(1) 自然要因

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、施工に必要な実日数に雨休率を乗じた日数を「降雨日」として設定。なお、雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可。

- ・ 猛暑日

（夏期におけるWBGT値が31 以上の場合における不稼働等を考慮）

【参考】暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度 Wet Bulb Globe Temperature は、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標。国土交通省発注の土木工事においては、午前8時から午後5時までで暑さ指数が31 以上となる時間を集計し、1日8時間として日数換算し、作業不能日に算入。

- ・ 河川の出水期における作業制限
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間

（冬期における施工の困難性、及びそれに伴う夏期への工事の集中・輻輳（特に北海道等への配慮））

（※）上記及びその他の気象、海象などを含む自然要因については、必要に応じて、受発注者間及び元下間で協議して工期に反映する。

等

(2) 休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、時間外労働規制を遵守していくためにも、より一層、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

- ・ 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また時間外労働規制は、労働基準法上の上限であって、労使の合意があってもこれを超えて働かせることのできない上限であることを十分理解し、その遵守を徹底する必要がある。また、時間外労働規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間、使用者の指揮命令下において技能労働者や建設機械のオペレーター等が営業所等と建設現場との間を移動するのに要する時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められることにも

考慮しなければならない。なお、具体的なケースに応じた労働時間の範囲については、厚生労働省ウェブサイト

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html) に掲載の「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A」等が参考となる。

・ 週休2日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましいとされてきた工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休2日が推進される中、建設業では長らく週休1日（4週4休）の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが必要である。そして、週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている4週8閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事やトンネル工事、災害からの復旧・復興工事対応など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制を活用することが、建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つとなると考えられる。

ただし、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等の交通集中期間における工事規制の制約、山間部や遠方地といった地域特性、交通・旅客に対する安全配慮、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。

なお、建設業における週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、十分な工期の確保や交代勤務制の実施等に必要となる経費を請負代金の額に適正に反映した上で、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要である。

<働き方改革実行計画 抜粋>

（時間外労働の上限規制）

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間（＝月平均60時間）とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことと鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

<参考>

(一社) 日本建設業連合会における取組 (例)

- 時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2016年に「生産性向上推進要綱」を策定。フォローアップ、優良事例集の作成などを実施。2020年度までに目標としていた生産性10%向上を達成したため、2025年度までにさらに10%の向上を新目標として活動を継続中。
- 「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」(2017年9月決定/2022年3月改定)を設定し、上限規制適用の前年度である2023年までに改正法(特例)同等の条件を目標に掲げ、フォローアップを実施。
- 2017年に「週休二日実現行動計画」を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、2022年度末までに4週8閉所の実現を目指すための活動を推進、フォローアップを実施。2022年に活動期間を2024年度末まで延長。
- 2024年4月から労働基準法の時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、2023年7月21日に、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、特に取り組みの遅れている民間工事を対象に、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の4週8閉所、週40時間稼働を原則とした適切な工期(真に適切な工期)に基づき見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底する旨を記載した「適正工期確保宣言」を決定した。同年9月から本格実施。また、2024年2月に具体的な内容を実施要領としてとりまとめ公表、半年ごとにフォローアップを実施。

(一社) 全国建設業協会における取組 (例)

- 週休2日制の導入促進と36協定による時間外労働の上限を原則360時間以内とすることを目指し、令和3年度から「目指せ週休2日+360時間(2360 ツープラスサンロクマル)運動」を展開している。なお、週休2日を実現できている企業は、「スマイルライフ企業」と称し、全建の「スマイルライフ企業シンボルマーク」を利用・PRすることができるようにしている。
- 週休2日の確保を図るため、発注者から工期の見積・提案を求められた場合には、「工期に関する基準」に沿った見積り・提案を行うことを通じて、「適正な工期」の実現を図ることを目的とした「適正工期見積り運動」を展開している
- 建設業4団体が一丸となり、建設現場の土日一斉閉所を目指す「目指せ! 建設現場土日一斉閉所」運動を展開している。
- 労働時間削減に向けて、都道府県労働局主催の「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参画し、関係機関と意見交換をしている。

休日確保に向けた民間発注者の取組 (例)

- 一部の民間工事においては、建設工事に従事する者の休日の確保に向け、発注者として、4週8休を想定した必要日数の算定をはじめ、月1三連休の実施、受注者の自由提案に基づく工期の設定などの取組を実施。
※年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方地で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。

(3) イベント

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項により、通常に比して長い工期を設定する必要が生じる場合があることを考慮した工期を設定する。

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・ 農業用水等の落水時期（月・日）
- ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・ 猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

等

(4) 制約条件

工期の設定・見積りに当たっては、以下の敷地条件に伴う制約等が生じることを考慮する。

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・ 道路の荷重制限
- ・ スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- ・ 搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（例）オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

等

(5) 契約方式

工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期設定への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

- ・ 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与

設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注（候補）者が施工段階より前に工期設定に関与する場合があります。この場合は、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意のうえで、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要である。

他方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合には、建設工事の請負契約の締結に際して、受発注者双方の協議・合意のうえで、工期を決定しなければならない。なお、協議によって、発注者が指定・希望する工期よりも工期が長くなると判断される場合には、その結果を契約条件に反映しなければならない。

- ・ 分離発注

建設工事は、発注者が元請負人に工事を一括で発注し、元請負人が工事の内容に応じて下請負人と専門工事の請負契約を行い、下請工事を含む工事全体の施工管理を行う場合が多いが、発注者が、工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する、いわゆる分離発注が行われる場合もある。その場合には発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定するとともに、工事の進捗に応じて個々の工事間の調整を行い、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止などの取組を行う必要がある。

公共工事における設備工事等の分離発注については、入札契約適正化指針に基づき、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされている。また、建築における設備工事が分離されている場合など、分離発注により、施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款（甲）第3条において、工期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

（６）関係者との調整

関係者との調整は、工事に着手する前に完了させることが望ましいが、やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 施工前に必要な計画の地元説明会のほか、工事中における地元住民や地元団体（漁業組合など）からの理解を得るために要する期間
- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
- ・ 農業用水に影響が及ぶ場合、施設管理者等との協議に要する時間
- ・ 関係者との調整が未完了の場合（例：用地未買収のまま工事を発注する等）、協議内容や完了予定時期等についての特記仕様書等の記載
- ・ 設計図の精度（齟齬）や図渡し時期の遅れによる工期の調整期間
- ・ 発注者のテナントの要望による着工後の設計変更（予想される箇所の図面の未決定、図面承認後の変更）に伴う工期変更

等

（７）行政への申請

建設工事においては、行政に対して種々の申請が必要となるため、工期を見積り・設定するに当たってはそれらの申請に要する時間を考慮しなくてはならない。やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間
- ・ 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要があるため、許可がおりるまでに要する時間

- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請、河川管理者への河川管理者以外の者の施工する工事等の申請、土地の掘削等の申請、自治体への特定建設作業実施届や特定施設設置届等、労働基準監督署への建設工事届等、消防への危険物仮貯蔵届等、港湾管理者や海岸管理者等への水域利用に関する許認可等の申請、環境省への自然公園法に関する許認可等の申請、林野庁への国有林野使用許可や保安林解除等の申請、文化庁への文化財保護に関する許認可等の申請に要する時間
- ・ 河川管理者への申請等に伴い、絶滅危惧種などに関する保全計画書を求められる場合、提示に要する時間
- ・ 建築確認や開発許可がおりるまでに要する時間

等

（８）労働・安全衛生

建設工事に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要である。

労働者の安全及び健康の確保に向けては、多様な働き方という観点にも留意した上で、勤務間インターバル制度等の働き方改革に資する取り組みも有効である。勤務間インターバル制度の導入に当たっては、働き方・休み方改善ポータルサイト

(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>) 等が参考となる。

労働者が現場で安心して働けるようにするとともに、質の高い建設サービスを提供していくためには、技能者一人ひとりに対するそれぞれの技能に応じた適切な処遇を通じ、すべての技能者がやりがいをもって施工できるようにしていくことが重要である。

そのため、公共工事設計労務単価の上昇を現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環に繋げるとともに、技能と経験を「見える化」する建設キャリアアップシステムの活用、社会保険や建設業退職金共済への加入を促進することにより、技能労働者の処遇改善を図っていくことが必要である。

（９）工期変更

請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないよう、下請工事を含め、工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要である。

しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある。その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の

事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結する。なお、工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものがあり、双方対等な立場で変更理由を明らかにしつつ受発注者で協議する必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。また、受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映させなければならない。

（１０）その他

（１）～（９）に挙げる要素の他に、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に影響が生じうる場合は、それらを考慮して工期を設定する。
- ・ 施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合は、それらを考慮して工期を設定する。
（例）平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事や、
ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事
- ・ 新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。
- ・ 文化財包摂地である場合、文化財の調査に必要な時間について考慮する。
- ・ 受発注者は工期を設定するに当たって、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じて、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正な工期設定指針（国土交通省大臣官房技術調査課（令和２年３月）」、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成３０年２月）」などを適宜参考とする。なお、これらのプログラムやシステム等は適宜更新されることを踏まえ、最新のものを参考とする。
- ・ 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を提示し、受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われているところであり、公共工事、民間工事を問わず、このような工程管理に資する取組を推進する。
- ・ 各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないよう、受発注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要がある。

等

第3章 工程別に考慮すべき事項

工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられる。当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更における工期設定に当たっては、準備段階では資材調達・人員確保等に要する時間、施工段階では工程ごとの特徴や工程ごとの進捗管理等、後片付けでは原形復旧や清掃等に必要な時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

なお、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたい。

(1) 準備

(i) 資機材調達・人員確保

資機材の流通状況を踏まえ、必要に応じて、資材の調達に要する時間（例：コンクリートの試験練りに要する期間、盛土・埋戻材やその他資材の承認を得るために行う各種試験の条件整理・準備・実施・承認に要する期間）や性質（例：コンクリートは、日平均気温によって養生期間が異なる）も考慮した工期を設定する。

その際、使用人の指揮命令下において運送事業者が物品納入に要する時間や、オペレーターが建設機械を現場に搬入する時間についても、時間外労働規制の遵守を前提として、適切に考慮する必要がある。

なお、資材や機材調達に制約が生じる場合は工期遅延の要因となる（例：大型クレーン等の特殊機械は、一般に使用期間を変更することが困難であるため、特殊機械の使用期間の変更を極力避ける必要がある）ので、資機材業者と綿密に調整を行った上で、適切な契約を締結する必要がある。

<建設資材の調達に時間を要する例>

記

- 電線ケーブルをはじめとした建設資機材について販売店等から納期遅延の連絡を受けたこと等により、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合においては、注文者（工事発注者又は元請建設業者等）に工期の延長を請求するに当たっては、当該資機材の需給逼迫状況を示すため、販売店等からの情報のほかメーカー業界団体や各メーカーのHP等を活用のこと。
- 注文者である建設業者（元請建設業者等）においては、下請建設業者から、電線ケーブルをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、当該建設業者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長すること。

なお、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告）において、資材の需給環境の変化に伴う工期変更や資機材の流通状況を踏まえた工期設定について記載されているところである。受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあることに留意すること。

また、職種・地域によっては特定の人員が不足する場合があることに考慮し、必要に応じて、人員の確保に要する時間を考慮した工期を設定するとともに、地域外からの労働者確保に要する経費を請負代金の額に適切に反映させる。

<参考>

地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員の逼迫等に伴い、その確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの事態も見受けらる。交通誘導員を必要とする工事では、交通誘導員を確保するために要する時間を考慮する。

交通誘導員の円滑な確保について（総行行第131号 国土入企第2号 平成29年6月8日）（抄）

1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付総行行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付国技建第7号）を参考にするとともに、交通誘導員の労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合は、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的である。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること等により、（1）により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法（昭和47年法律第117号）等の解釈については、（2）を参照されたい。

(1) 協議会等で想定される検討内容の例

○ 交通誘導員の需給状況の認識共有

- ・ 今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握

○ 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策

- ・ 受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
- ・ 受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

(2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

交通誘導員の円滑な確保について（補足）（事務連絡 平成29年9月22日）（抄）

1. 本通知の趣旨について

本通知は、被災地等の一部地域において交通誘導員のひっ迫等に伴いその十分な確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられたことから、こうした状況を踏まえ、復旧工事をはじめとする公共工事の円滑な施工を確保するために発出したものである。

交通誘導業務を含む建設工事の安全確保については、適切に行われなければ、建設工事に従事する者のみならず、一般の歩行者や車両等の第三者に危害を与える恐れがあることから、交通誘導員の確保対策等を検討するに当たっては、安全の確保の重要性について十分に留意されたい。

2. 本通知3（1）について

本通知3（1）中、交通誘導員対策協議会等で想定される検討内容の例として「交通誘導員の需給状況の認識共有」を挙げているが、これには、本通知の「1. 交通誘導に係る費用の適切な積算」や「2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化」等に関して、協議会等において必要な情報共有や検討を行うことも含まれるものである。

また、交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われない。

3. 本通知3（2）について

本通知3（2）中、いわゆる自家警備について警備業法等の解釈を示した箇所については、協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、2. で述べたとおり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。

（ii）資機材の管理や周辺設備

特に民間工事においては、工事に必要な資機材の保管場所や作業場所の条件等に応じて、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場所として、発注者からのヤード提供がない場合や、提供されたヤードが不十分な場合、支給材料及び貸与品がある場合は、その場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
- ・ 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
- ・ 資機材の搬入口や工事用道路の通行制限等による作業効率の低下、狭隘な施工場所における割り当て人員・チームの制限
- ・ 仮設道路・進入路の整備、敷地造成、電力設備、給排水設備、濁水処理設備、給気設備等の整備に要する期間

（iii）その他

資機材や人員の確保、周辺設備の他に、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 現地の条件を踏まえた詳細な施工計画の作成に要する時間
- ・ 工事着手前に試掘調査、土質調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、工種や工事数量を決定し、設計図書を照査するため、調査及び照査に要する時間
- ・ 工事着手前に要する、家屋調査・家屋保証協議及び埋設物管理者との調整時間
- ・ 設計時の条件と現地の状況が大きく異なる場合、仮設計画（搬入、揚重計画等）の変更

に要する時間

- ・ 既存建物の解体跡地ですぐに建替えをする場合、地盤の補強等に要する時間
- ・ 当該工事で適用される環境法令の調査に要する時間
- ・ 任意仮設の場合や、指定仮設においても設計照査の結果、契約時の仮設計画の変更が必要となる場合、仮設計画や施工機械（山留、基礎、栈橋等）の検討・調達に要する時間
- ・ 事前に行う試験に要する時間（試験杭の施工・載荷試験、地耐力調査、盛立試験、試験緊張、施工の実物大モックアップ、材料試験、試験練り、工場検査等）

（２） 施工

施工段階の各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。

なお、施工中に工種が変わる際に、労働力や資機材等の確保のために準備期間が必要になるなど、施工中の準備期間に要する時間も必要に応じて考慮して工期を設定する。

（ｉ） 基礎工事

✓ 杭

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鉄筋籠の搬入にも工法・工期が影響される
- ・ ボーリングデータが少ない場合に想定外の支持層の変化により、杭の長さ変更が発生し、材料の納期が間に合わないことが発生
- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 山留

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工法・工期が影響される
- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 根切

- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 切梁・構台

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工法・工期が影響される

✓ 掘削土の搬出

- ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可能時間等によ

り、１日当たり搬出できる車両台数が限られる

(ii) 土工事

土工事においては特に雨天時の影響が大きく、雨天中の作業中止期間及び、降雨後の対策工に要する時間を適切に見込む必要がある。このほか、以下の事項を考慮して工期を設定する。

✓ 地山掘削

- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要。特に埋蔵文化財や不発弾が発見された場合は、所轄官庁等による処理が必要であり、大幅に工事が遅延
- ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可能時間等により、１日当たり搬出できる車両台数が限定
- ・ 掘削土を場外搬出する場合には、一般に掘削土の土質調査等を事前に行い、搬出先の許可が必要

✓ 盛土工事

- ・ 盛土工事においては、盛土材料の仕様、支給材の有無、１日当たりの供給可能量、配置・調達可能な機械の仕様・台数等により、１日の施工数量に限りがあるので、適切に工程への反映が必要
- ・ 盛土材料の粒度調整に要する時間

(iii) 躯体工事

✓ 構法

- ・ 構法は、建物用途や規模、構造などから決定されるが、躯体工等の施工要員や製造時期等で判断する場合もあるため、鳶工、鉄筋工、型枠大工等の確保状況、生コンクリートの工場・１日当たりの運搬車両台数等も考慮する
- ・ 躯体工不足に伴う鉄骨への変更、鉄骨製作業者の業務状況によりＲＣ造に変更する際に要する時間

✓ 鉄骨

- ・ 鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間

✓ 柱・外壁

- ・ 想定外装を海外購買した際、天候による船便の遅れや現地の労務環境の変化による製作期間の遅れが生じる場合がある

✓ 各部材の継手の仕様

- ・ 特に鉄筋の継手に圧接を用いる場合、熟練者の減少により、工程が影響を受ける場合が

あるので留意が必要

- ✓ コンクリート打設計画における適切な打設ロットの設定
 - ・ 打設ロットの設定に際しては、近隣の生コンプラントの出荷能力、一日の打設可能時間、施工ヤードの面積・形状等の考慮が必要
- ✓ 養生期間
 - ・ 打設する躯体の形状、部材、時期、天候、気温、養生方法によって適切な養生期間が異なる
- ✓ その他
 - ・ 屋上工作物の有無、超高層や大空間といった建物の特殊性についても考慮が必要

(iv) シールド工事

- ✓ シールドマシンの製作時間
 - ・ 条件の整理、仕様検討等、製作開始前の事前検討に要する時間
- ✓ 先行作業
 - ・ セグメントの製作に先立ち、製作図の作成・承認、型枠の設計・製作、工場の承認、仮置場所の整備・確保に要する時間。特に仮置場所については、セグメントの仮置計画に従って地耐力の確認を行い、必要に応じて地盤改良等の対策を行うために要する時間
- ✓ 組立
 - ・ 大口径シールド工事においては、シールド機組立に際して、大型クレーンを長期間確保するために要する時間

(v) 設備工事

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間
- ✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日
- ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

(vi) 機器製作期間・搬入時期

- ・ 特に大型機器の製作や搬入に要する時間
例えば、発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まないと工程のしわ寄せにつながる

(vii) 仕上工事

- ✓ 外部仕上
 - ・ 接着剤安定のための、いわゆる「平面目あらし」
 - ・ 季節ごとの気象条件を加味する必要
 - ・ 当初設定仕様（色、部材）の未確定又は着手後の変更
- ✓ 内部仕上
 - ・ 外部設置器具を除く設備工事（壁内配管、配線等）等の未完全終了
 - ・ 内部であっても季節ごとの気象状況を加味する必要
 - ・ 当初設定仕様（色・部材）等の未決定又は着手後変更
- ✓ 部屋数・階数・用途
 - ・ 部屋の間取り、用途の未決定又は変更
 - ・ 内装備品等の未決定
- ✓ 検査・内覧会日数
- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）や
サッシ・建具の取り付けの遅れ
- ✓ 制作・準備期間
 - ・ 工場加工生産資材の発注から搬入までの期間
 - ・ 前工程から工事を引き継いだ後、仕上げ各工程に入るまでに、前工程に対する相当の養生期間（施工面の乾燥具合、清掃状況等）が必要

[タイル・れんが・ブロック工事]

- ・ 前工程における養生期間（タイル下地面、モルタル張り等）を十分に確保しなければ品質に影響を及ぼすため、前工程から養生期間を含めた工期設定が必要。施工段階においては、季節や工期中の天候によっては接着力や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため、施工の中止や、塗料、接着剤等の乾燥に必要な時間が異なる

[塗装工事]

- ・ 雨天時の湿度の影響や冬季における塗料の乾燥に要する時間

[とび・土工工事]

- ・ 建設現場組立解体作業に要する時間

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

現場前面道路及び主要道路から現場までの道路条件（幅員、重量制限、通行方向、通学路、商店街、進入時間制限、通行台数制限）、前面歩道の切り下げ・補強（寒冷地ではロー

ドヒーティング設置で切り下げ条件が異なる)、バス停、街路樹等により、工事の車両進入に制限があると、工事の作業効率が低下するので、事前現地調査、道路管理者・警察との事前協議が必要である。

(ix) その他

上記 (i) ~ (viii) 以外にも、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 全体の工期のしわ寄せが仕上工事や設備工事などの後工程に生じないように、特に民間工事においては、受注者が各工程で適切に進捗管理をする必要がある。また、もの決め（施工図・製作図・仕様の決定）の遅延は、労務及び工場製作の工程管理に多大な影響を及ぼすことがあるので、十分な注意が必要である。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、その原因を明らかにしつつ、第2章（9）工期変更に基づいて対応が必要
- ・ 建設発生土の処理や運搬に要する時間、建設発生土受入地の要件に対する試験を行う期間、及び建設発生土受入地の受入可能時間
- ・ 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物等の処理等に要する時間
- ・ アスベスト対応（届出・前処理・除去作業・事後処理）に要する時間
- ・ 解体工事・改修工事等においては、対象建物が使用されているため事前調査が不十分な場合があり、その追加調査・申請等の期間が必要となる可能性あり
- ・ 本工事着手前に要する周辺家屋の事前調査の時間、及び本工事完了後に要する周辺家屋の事後調査の時間
- ・ ケーソン工事における刃口下地耐力試験に要する期間
- ・ ダム工事における試験湛水期間

(3) 後片付け

施工終了後においても、以下に記載する作業が生じることを考慮し、工期を設定する。

(i) 完了検査

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、20 日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定。

完了検査（自主・消防・官公庁・建築確認審査機関・発注者・当該目的物を利用する者等）に要する時間の確保が必須である。特に、建物の規模や季節（年末年始）により、第三者検査は、相当の期間を見込んでおかなければならない。

(ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

工事完了後、竣工検査・引き渡し前の後片付け、清掃は、受注者（施工者）の責務で、指摘事項の是正・手直し等も含め相当の期間が必要である。また、施工後の初期点検等に要する時間を見込んでおかなければならない。

(iii) 原形復旧条件

特に施工ヤードに農地や宅地等第三者の所有する土地を借地した場合は、埋戻し・敷均し・復旧に加え、原形復旧までの期間を要する点に考慮する（※）。また、工事施工に支障となる埋設物、架空線の切り回しを行った場合には、復旧が必要となるので、相当期間を見込むほか、施工に際して既設道路を仮復旧とした場合には、竣工前に本復旧範囲を道路管理者に確認したうえで、本復旧の施工を行う期間を見込んでおかなければならない。

（※）施工と並行して実施する場合もある。

【参考】国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

第4章 分野別に考慮すべき事項

民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、以下の事項を考慮し、業種に応じた工事特性等を理解のうえ受発注者及び元下間において適切に協議・合意のうえ、適正な工期を設定する。

(1) 住宅・不動産分野

住宅やオフィスビルなどの不動産開発においては、工事請負契約を締結するに当たって、受注者が、発注者の希望等に配慮しつつ適正な工期を提案し、それを発注者が確認し、双方合意するのが一般的である。

マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事においてはテナントの意向など、当該目的物を利用する者等の視点が重要であり、それを基に完成時期が設定される。また、再開発工事においては、まちづくりの方針への配慮や関係者との調整が必要となる。各工事においては、その完成時期を見据えて、施工段階における適正な工期が確保できるように、事業計画段階から、契約日・工事着手の目途を設定することが必要である。

なお、災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合には、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

その他、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 新築工事

- ✓ 発注者が定める販売時期や供用開始時期
 - ・新築住宅：一般向けの先行販売時期
 - ・建替住宅：居住者の引越し希望時期（仮住まいの発生）
 - ・賃貸物件：新年度前の2月竣工希望が多数

(ii) 改修工事

- ✓ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮

(iii) 再開発事業

- ✓ 保留床の処分時期
- ✓ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

(2) 鉄道分野

鉄道工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

- ✓ 新線の開業時期、都市計画事業の認可期間

(ii) 線路や駅等の改良工事

- ✓ 列車の運行時間帯の回避
 - ・線路に近接した工事：列車間合での短時間施工
 - ・軌道や電気等の工事：深夜早朝（最終列車後）での線路閉鎖（※）・き電停止を伴う施工
- （※）工事等に伴う列車進入防止のための手続。

- ✓ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断
- ✓ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響（列車の削減等）
- ✓ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳
- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限
- ✓ 駅構内工事における旅客への安全配慮
- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等における作業規制

(iii) 線路や構造物等の保守工事

- ✓ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応（現場閉所の困難性）
- ✓ 日々の施工箇所の変動に伴う制約（保守間合の変動、立入や資機材搬入箇所の変動、資機材仮置の困難性等）
- ✓ 日々の施工終了後での安全確認と即供用の必要性
- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限（再掲）
- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等における作業規制（再掲）

(3) 電力分野

発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 発電設備

発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日（発電開始日）をターゲットとして、以下の事項等を考慮のうえ、土木・建築工事も含めた全体工事の工程を設定する。

- ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- ✓ 河川工事においては、非出水期での施工
- ✓ 環境面を配慮した施工

(ii) 送電設備

送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連系希望日、並びに既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、以下の事項等を考慮のうえ、全体工事の工程を設定する。

- ✓ 現場に応じた物資の輸送計画
- ✓ 天候による作業工程の変更要素
- ✓ 線路停止作業日程
- ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

(4) ガス分野

ガス製造・供給施設の工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 新設工事

- ✓ ガス製造施設
 - ・機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
 - ・冬のガス高需要期間での施工回避
- ✓ ガス供給施設
 - ・新規需要家のガス供給開始の希望時期
 - ・上下水、電力、通信など、他企業との管路の地下埋設時期や工程の調整

(ii) 改修工事

- ✓ ガス製造施設
 - ・冬のガス高需要期間での施工回避
 - ・既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
 - ・L N G 船受入等の基地運用上の制約条件
- ✓ ガス供給施設
 - ・道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
 - ・経年導管の中長期的な入替計画

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（別紙参照）

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。

国土交通省では、令和5年5月に、業界団体等の協力のもと、『建設業における働き方改革推進のための事例集』を作成した。

<https://www.mlit.go.jp/tochifudousankensetsugyo/const/content/001612258.pdf>

本事例集においては、建設現場における生産性向上や長時間労働の是正に向けたICT活用や人員活用の効率化等による取組について、実際に取組を行っている全国の建設業者に対して、具体的な内容や得られた効果、導入に当たって留意すべき点等を調査し、とりまとめを実施した。

働き方改革や生産性向上に向けた取組として、上述の事例集や類似の調査において収集した働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、別紙に優良事例として整理したので、こうした取組を参考にしつつ、適正な工期設定等に向けて様々な取組が行われることが期待される。なお、工事の規模・特性に照らし、必ずしも全ての工事に当てはまる訳ではないことに留意されたい。

第6章 その他

本基準は建設業法に基づく中央建設業審議会において作成・勧告されるものであり、発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず、本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされている。

また、令和3年後半から、世界的な需要量の増加や原材料費の高騰などが原因とみられる各種建設資材における一部納入遅延や価格、労務費の高騰を踏まえると、工期や価格に対してサプライチェーン全体で適切な転嫁を図る必要がある。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などをとりまとめている。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談することが可能である。

なお、著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能である。

(2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応

令和3年後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各種建設資材価格が高騰している状況を踏まえ、政府は、産業分類ごと取引事業者全体のパートナーシップを構築することで、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を図っている。建設業においても、世界的な需要量の増加や原材料価格の高騰などが原因とみられる各種建設資材における一部納品遅延や価格、労務費の高騰を踏まえると、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が図られることが必要であり、発注者、受注者の十分な理解・協力が不可欠である。市場価格等を参考に受発注者間で協議・同意したうえで、工期や請負代金の額の変更等、適切な契約の変更を実施する必要がある。

(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Construction(※)などの生産性向上に向けた取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要である。

(※)「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組

建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

(朱色傍線部分は変更部分)

改 正 (令和8年1月)	現 行 (最終改正：令和6年12月)	備 考
はじめに (略) 1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2） 【建設業法上望ましくない行為事例】 ①下請負人が工事の内容に応じた材料費、労務費等の経費について、数量や単価等の内訳が記載されていない見積書を交付した場合 ②下請負人が、法定福利費、安全衛生経費などの必要経費の内訳を記載せずに見積書を交付した場合 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】 ③元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合 ④元請負人が、「出来るだけ早く」等曖昧な見積期間を設定したり、見積期間を設定せずに、下請負人に見積りを行わせた場合 ⑤元請負人が下請負人から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、未回答あるいは曖昧な回答をした場合 ⑥下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、「労務費に関する基準」の内容を踏まえ、技能者に適正な賃金を支払うために必要となる適正な労務費を考慮して、労務費が確保された適正な額の見積りを行ったにも関わらず、元請負人がその内容を尊重せず、通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合	はじめに (略) 1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2） 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】 ①元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合 ②元請負人が、「出来るだけ早く」等曖昧な見積期間を設定したり、見積期間を設定せずに、下請負人に見積りを行わせた場合 ③元請負人が下請負人から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、<u>元請負人が</u>、未回答あるいは曖昧な回答をした場合	

⑦元請負人が、工事代金を低く抑えるため、下請負人に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合

⑧元請負人が、複数の建設業者から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に請負代金の額とするため、当該最も低い額の見積金額の提出者以外の者に、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合

【建設業法上違反となる行為事例】

⑨元請負人が予定価格が 700 万円の下請契約を締結する際、見積期間を 3 日として下請負人に見積りを行わせた場合

⑩元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合

上記①及び②のケースは、建設業法第 20 条第 1 項に照らし合わせて望ましくない行為であり、③から⑤のケースは同条第 3 項、また⑥から⑧のケースは同条第 6 項に違反するおそれがあり、⑨のケースは同条第 3 項に違反し、⑩のケースは同項及び第 20 条の 2 第 1 項に違反する。

建設業法第 20 条第 3 項では、元請負人は、下請契約を締結する以前に、下記（１）に示す具体的内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が当該下請工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務付けられている。これは、下請契約が適正に締結されるためには、元請負人が下請負人に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落とし等の問題が生じないよう検討する期間を確保し請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせることが必要であることを踏まえたものである。

また、元請負人及び下請負人の双方が、透明性の高い価格交渉に基づく適正な請負契約を締結するためには、まずは建設業法第 20 条第 1 項を踏まえて、下請負人は、工事内容に応じた材料費、

【建設業法上違反となる行為事例】

④元請負人が予定価格が 700 万円の下請契約を締結する際、見積期間を 3 日として下請負人に見積りを行わせた場合

⑤元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合

上記

①から③のケースは、いずれも建設業法第 20 条第 4 項に違反するおそれがあり、④のケースは同項に違反し、⑤のケースは同項及び第 20 条の 2 第 1 項に違反する。

建設業法第 20 条第 4 項では、元請負人は、下請契約を締結する以前に、下記（１）に示す具体的内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が当該下請工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務付けられている。これは、下請契約が適正に締結されるためには、元請負人が下請負人に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落とし等の問題が生じないよう検討する期間を確保し請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせることが必要であることを踏まえたものである。

労務費をはじめとした当該工事の適正な施工に不可欠な経費等が記載された見積書の作成に努めることが必要であり、元請負人は、下請負人から内訳明示された見積書について、同条第4項を踏まえて、その内容を考慮するよう努めることが必要である。

さらに、建設業法第20条第2項では、下請負人は通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る額による見積りをしてはならず、また、元請負人は下請負人から当該見積書が交付された場合、建設業法第20条第6項に基づき通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

(1) 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

建設業法第20条第3項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（11ページ「2-1 当初契約」参照）のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。

見積りを適正に行うという建設業法第20条第4項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請問

(1) 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

建設業法第20条第4項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（8ページ「2-1 当初契約」参照）のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。

見積りを適正に行うという建設業法第20条第4項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請問

の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反する。

(2) 請負契約を締結するまでに工期等に影響を及ぼす事象に関する情報を通知することが必要

建設業法第20条の2第1項及び第2項においては、元請負人及び下請負人が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することとしている。

ア. (略)

イ. 下請負人から元請負人に対する通知

建設業法第20条の2第2項により、下請負人においても、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなっており、事象の具体的な例としては、

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格

の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第4項に違反する。

(2) 請負契約を締結するまでに工期等に影響を及ぼす事象に関する情報を通知することが必要

建設業法第20条の2第1項及び第2項においては、元請負人及び下請負人が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することとしている。

ア. (略)

イ. 下請負人から元請負人に対する通知

建設業法第20条の2第2項により、下請負人においても、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなっており、事象の具体的な例としては、

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格

の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる元請負人と下請負人の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※契約締結時点で未発生为天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

そのうえで、契約締結前に通知した上記①・②の事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができることとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

上記①・②の事象を契約締結前に通知する趣旨は、建設業法第19条第1項第7号又は第8号における定めによる協議の対象になる事象のうち、下請負人の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する情報（以下「おそれ情報」という。）を、その状況の把握のため必要な情報と共に元請負人に契約前に通知することで、元請負人に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものである。

そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期に応じて下請負人自ら判断してよいが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいと解すべきである。

また、おそれ情報の通知に併せて「当該事象の状況の把握のため必要な情報」（以下「根拠情報」という。）を通知することが求められるところ、当該根拠情報の通知は、下請負人の通常の事業

の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じるも元請負人と下請負人の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※契約締結時点で未発生为天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

そのうえで、契約締結前に通知した上記①・②の事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができることとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

上記①・②の事象を契約締結前に通知する趣旨は、建設業法第19条第1項第7号又は第8号における定めによる協議の対象になる事象のうち、下請負人の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する情報（以下「おそれ情報」という。）を、その状況の把握のため必要な情報と共に元請負人に契約前に通知することで、元請負人に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものである。

そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期に応じて下請負人自ら判断してよいが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいと解すべきである。

また、おそれ情報の通知に併せて「当該事象の状況の把握のため必要な情報」（以下「根拠情報」という。）を通知することが求められるところ、当該根拠情報の通知は、下請負人の通常の事業

活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報を用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き元請負人が真偽を確認することが困難である情報は、根拠情報から除かれる。よって、上記①・②に関する情報を通知する際は、通知に係る資機材の種類及びその価格の基準日等とともに、根拠情報の情報源を明示することが必要となる。

なお、下請負人が把握している範囲で公表資料を示せば足り、おそれ情報の通知のために新たな調査、資料収集等をする必要はない。

さらに、下請負人がこれらの情報を通知する際には、書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うことが求められる。併せて、当該情報を元請負人も確認したということを記録するため、見積書と共に当該書面又はメール等を元請負人及び下請負人双方が保存しておくことが望ましい。

ウ．(略)

(3) 下請契約の内容は書面等で提示すること、更に作業内容を明確にすること

元請負人が見積りを依頼する際は、下請負人に対し工事の具体的な内容について、口頭ではなく、書面又はメール等の電磁的方法によりその内容を示すべきであり、更に、元請負人は、「施工条件・範囲リスト」(建設生産システム合理化推進協議会作成)に提示されているように、材料、機器、図面・書類、運搬、足場、養生、片付、安全などの作業内容を明確にしておくべきである。また、下請負人も元請負人から依頼された内容を踏まえ、必要な経費の内訳を明示した見積書を作成し、元請負人から請求があった場合は、請負契約が成立するまでに交付しなければならない。なお、元請負人から請求がない場合でも、後日の紛争を回避する観

活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報を用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き元請負人が真偽を確認することが困難である情報は、根拠情報から除かれる。よって、上記①・②に関する情報を通知する際は、通知に係る資機材の種類及びその価格の基準日等とともに、根拠情報の情報源を明示することが必要となる。

なお、下請負人が把握している範囲で公表資料を示せば足り、おそれ情報の通知のために新たな調査、資料収集等をする必要はない。

さらに、下請負人がこれらの情報を通知する際には、書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うことが求められる。併せて、当該情報を元請負人も確認したということを記録するため、見積書と共に当該書面又はメール等を元請負人及び下請負人双方が保存しておくことが望ましい。

ウ．(略)

(3) 下請契約の内容は書面で提示すること、更に作業内容を明確にすること

元請負人が見積りを依頼する際は、下請負人に対し工事の具体的な内容について、口頭ではなく、書面によりその内容を示すべきであり、更に、元請負人は、「施工条件・範囲リスト」(建設生産システム合理化推進協議会作成)に提示されているように、材料、機器、図面・書類、運搬、足場、養生、片付、安全などの作業内容を明確にしておくべきである。

点から、必要に応じて見積書を交付しておくことが考えられる。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」という。）の発注者として採るべき行動／求められる行動において、「多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが、円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切である。」と示されていることを踏まえ、当初契約に限らず、追加契約や変更契約に伴う見積りに際しては、元請負人は適切に下請負人と協議の場を設け、見積りのやりとりを行うことが求められる。

更に、労務費転嫁指針の発注者・受注者共通の行動として、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。」や、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残すことは、双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つ。」と示されている。建設工事の取引における価格交渉や協議内容の記録としては、見積りのやりとりがそれに相当すると考えられることから、建設業法第20条第3項に基づく元請負人からの見積りの依頼、また、建設業法第20条第4項に基づく下請負人からの見積書の交付については、それぞれ書面又はメール等の電磁的方法でやりとりし、元請負人と下請負人の双方がその内容を確認してそれぞれ保管することが適切である。なお、建設業法施行規則第26条第5項第4号に基づき、建設業法第20条第1項に規定する材料費等見積書を作成したときは当該見積書を、同第5号において建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した前号の見積書の内容に関する注文者との打合せ記録をそれぞれ保存しなければならないとされていることに留意する。

公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）では、労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことの独占禁止法上の考え方として、明示的に協議することなく取引価格を据え

置くことや、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとされている。当該考え方を参照し、例えば、下請負人の責めに帰すべき事由がない中で、変更契約の必要性が生じた場合、元請負人においては、下請負人との価格協議として行う見積りのやりとりなどの協議を行うことや、下請負人との価格協議として見積りのやりとりにおいて価格転嫁をしない場合にはその理由を書面等で回答することが適切と考えられる。そのため下請負人においても、下請負人の責めに帰さない事由により変更契約の必要性が生じた場合は、協議を円滑に進めるためにも、元請負人に対して変更のために必要な見積りの案やその理由を書面等にて提出することが望ましい。

(削除)

(4) 追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）に伴う変更契約等を行う際にも適正な見積り手続きが必要

工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、下請負人に対し、追加工事等の着工前に書面による見積依頼を行うこと。また、当初契約の見積りと同様、上記（１）～（３）に留意し、見積条件の提示を行う必要がある。

(4) 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要

建設業法第20条第3項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条）を設けなければならない。

- ア 工事1件の予定価格が 500 万円に満たない工事については、1日以上
- イ 工事1件の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事については、10日以上

(5) 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要

建設業法第20条第4項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条）を設けなければならない。

- ア 工事1件の予定価格が 500 万円に満たない工事については、1日以上
- イ 工事1件の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事については、10日以上

ウ 工事 1 件の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、
15 日以上

上記期間は、下請負人に対する契約内容の提示から当該契約の締結までの間に設けなければならない期間である。そのため、下請負人が所定の見積期間満了を待たずに見積書を交付した場合を除き、例えば、6 月 1 日に契約内容の提示をした場合には、アに該当する場合は 6 月 3 日、イに該当する場合は 6 月 12 日、ウに該当する場合は 6 月 17 日以降に契約の締結をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、イ及びウの期間は、5 日以内に限り短縮することができる。

なお、上記の見積期間は、下請負人が見積りを行うための最短期間であり、元請負人は下請負人に対し十分な見積期間を設けることが望ましい。

また、追加工事等に伴う見積依頼においても、上記見積期間を設けなければならないことに、留意すること。

(5) 下請負人は材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費など、それぞれの内訳を明示した見積書を作成し、元請負人はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要

建設業法第 20 条第 1 項を踏まえ、下請負人は見積書の作成において、次に掲げる事項を内訳などとして最低限明示するように努めなければならない。

- ① 材料費（元請負人が支給する場合はその旨を記載する）
- ② 労務費
- ③ 法定福利費（事業主負担分）
- ④ 安全衛生経費
- ⑤ 建設業退職金共済掛金
- ⑥ 必要となる作業日数

元請負人は下請負人が建設業法第 20 条第 1 項を踏まえて内訳明示した見積書について、同条第 4 項を踏まえ、その内容を考慮するよう努めなければならない。

ウ 工事 1 件の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、
15 日以上

上記期間は、下請負人に対する契約内容の提示から当該契約の締結までの間に設けなければならない期間である。そのため、下請負人が所定の見積期間満了を待たずに見積書を交付した場合を除き、例えば、6 月 1 日に契約内容の提示をした場合には、アに該当する場合は 6 月 3 日、イに該当する場合は 6 月 12 日、ウに該当する場合は 6 月 17 日以降に契約の締結をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、イ及びウの期間は、5 日以内に限り短縮することができる。

なお、上記の見積期間は、下請負人が見積りを行うための最短期間であり、元請負人は下請負人に対し十分な見積期間を設けることが望ましい。

また、追加工事等に伴う見積依頼においても、上記見積期間を設けなければならないことに、留意すること。

(新設)

(6) 通常必要と認められる材料費等の額や工期を著しく下回る見積書の提出及び変更依頼とならないよう、適正な見積りのやりとりが必要

(新設)

建設業法第20条第2項及び第6項の「通常必要と認められる材料費等の額」とは、工事の施工場所の地域性、工事の具体的内容等を総合的に勘案して通常当該建設工事に必要と認められる材料費等の額をいい、そのうち労務費については、建設工事において適正な労務費を確保するための基準として中央建設業審議会より勧告された「労務費に関する基準」(令和7年12月中央建設業審議会勧告。以下「労務費基準」という。)が指標となる。

通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るか否かは、通常必要と認められる材料費等の額と当該工事で見積もられた材料費等の額との乖離状況等とその理由や、元請負人と下請負人の協議状況などを総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

例えば、労務費については、適正な労務費と当該工事の労務費、さらにそれぞれの労務単価等に基づき、その乖離状況等を踏まえ判断されることとなる。具体的には、当該工事における労務費や労務単価等が、各地域において建設技能労働者を適切に処遇するために必要な労務費や労務単価等と著しく乖離するものになっていないかや、著しく乖離している場合の理由、元請負人と下請負人の協議状況などを総合的に勘案し、通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るか否かを個別に判断することとなる。

また、当該工事における労務費や労務単価等が最低賃金を下回る程の低い額となっている場合は、通常必要と認められる労務費と比べて著しい乖離状況と当然判断されるものである。

なお、建設業法第20条の「工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」については、下請負人は「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。)において、工期設定にあたり考慮すべき事項とされている建設業の担い手一人ひとりの週休2日や猛暑日をはじめとする自然要因等

を踏まえ、作業日数を見積もる必要がある。また、建設業法第20条第4項に基づき、元請負人は下請負人が「工期基準」等を踏まえた見積もりを考慮するよう努めなければならない。

特に近年の酷暑に鑑み、上記に従い受注者は、猛暑日を考慮して必要な作業日数を見積もり、また、発注者はこれを考慮するよう努めなければならないことに留意する必要がある。

(7) 追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）に伴う変更契約等を行う際にも適正な見積り手続きが必要

工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、下請負人に対し、追加工事等の着工前に書面又はメール等の電磁的方法による見積依頼を行うこと。また、当初契約の見積りと同様、上記（1）～（6）に留意し、見積条件の提示を行う必要がある。

2. 書面による契約締結

2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第20条の2第4項）

（1）契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記（2）の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。

契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保

（新設）

2. 書面による契約締結

2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）

（1）契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記（2）の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。

契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保

し、紛争の発生を防止するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

そのため、元請負人と下請負人において取り交わす契約書面については、中央建設業審議会が作成及び勧告をしている建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書面の活用が求められる。

また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）」において、個人であって、従業員を使用しない等の「特定受託事業者」に対して、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないとされていることを踏まえ、元請負人は個人事業主である建設業者との取引にあたっては、元請負人から契約内容や条件を示した契約書面を提示することが求められる。

さらに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号。以下「取適法」という。）」においても同様に、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、中小受託事業者の給付の内容、代金の額、支払い期日及び支払い方法その他の事項を、書面または電磁的方法により中小受託事業者に対して明示しなければならないとされている。

これらの法律の規定や、建設業法の目的は「請負契約の適正化」であること、また、一般的に、元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書の取り交わしについての申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人が法人である下請負人と取引を行う際においても同様に、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

また、下請負人が元請負人に対して契約書を提示することを妨げるものではなく、この場合において、元請負人と合意した契約内容や条件に基づき下請負人から提示された契約書面が、建設工事標準下請契約約款に基づくものであり、あるいは建設業法第19条第1項により定められた記載事項を満たすものであるにも

し、紛争の発生を防止するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

関わらず、元請負人が、取引上の立場を利用して、正当な理由なくその受取りを拒絶する等の行為は、建設業法第18条の趣旨を鑑みても適当ではない。

(2) (略)

(3) 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

注文書・請書による請負契約を締結する場合は、次に掲げる場合に
応じた要件を満たさなければならない。

ア 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引に
ついては注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項に記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日建設省経建発第132号 最終改定 令和7年9月30日国不建第81号）において示している、次に掲げる（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双

(2) (略)

(3) 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

注文書・請書による請負契約を締結する場合は、次に掲げる場合に
応じた要件を満たさなければならない。

ア 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引に
ついては注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項に記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない。

(ア) 注文者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）

第 2 条第 1 項に規定する「消費者」でないこと。

(イ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、本ガイドラインで示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。

(ウ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 契約約款には、建設業法第 19 条第 1 項第 5 号から第 15 号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載すること。
- ③ 注文書又は請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 契約約款には、建設業法第 19 条第 1 項第 5 号から第 15 号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載すること。
- ③ 注文書又は請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(4) 電子契約によることも可能

書面契約に代えて、C I - N E T等による電子契約も認められる。また、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン（令和7年9月30日、国土交通省）」が策定されており、電子契約を行う場合に参照すること。

なお、電子契約の場合でも上記（2）の①～⑮の事項を記載しなければならない。

(5) (略)

(6) 契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議

下請負人から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合の工期や請負代金の額の変更については、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に下請負人から元請負人に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって元請負人が下請負人から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、(7)に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、下請負人においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性があ

(4) 電子契約によることも可能

書面契約に代えて、C I - N E T等による電子契約も認められる。その場合でも上記（2）の①～⑮の事項を記載しなければならない。

(5) (略)

(6) 契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議

下請負人から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合の工期や請負代金の額の変更については、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に下請負人から元請負人に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって元請負人が下請負人から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、(7)に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、下請負人においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性があ

る場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に元請負人にその旨を通知しておくことが望ましい。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(7) 法第20条の2第2項に基づき契約前に下請負人から元請負人に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議

建設業法第20条の2第3項により、1.(2)イ.①・②が顕在化した場合にはそれを受けた請負契約の変更協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができるとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

下請負人から申し出られた契約の変更協議は、契約変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について十分に協議を行うため、元請負人はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について下請負人に説明する必要がある。したがって、下請負人から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に下請負人の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に元請負人の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める建設業法第20条の2第4項の趣旨に反するものである。

る場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に元請負人にその旨を通知しておくことが望ましい。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日付け、内閣官房、公正取引委員会)を踏まえて対応すべきである。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(7) 法第20条の2第2項に基づき契約前に下請負人から元請負人に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議

建設業法第20条の2第3項により、1.(2)イ.①・②が顕在化した場合にはそれを受けた請負契約の変更協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができるとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

下請負人から申し出られた契約の変更協議は、契約変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について十分に協議を行うため、元請負人はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について下請負人に説明する必要がある。したがって、下請負人から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に下請負人の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に元請負人の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める建設業法第20条の2第4項の趣旨に反するものである。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(8) 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当

元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3第1項により禁止される不当に低い請負代金(32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を一方的に負担させることは、建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるため、元請負人は発注者に対して契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが求められる。

(9) (略)

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項)

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日付け、内閣官房、公正取引委員会)を踏まえて対応すべきである。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(8) 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当

元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金(25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を負担させることは、元請負人としての責任を果たしているとはいえず、元請負人は発注者に対して発注者が契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが望ましい。

(9) (略)

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)

(1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により請負契約の内容を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印*をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要である。

よって、元請負人及び下請負人が追加工事等に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

なお、追加工事等の契約変更においても、当初契約と同様、元請負人と下請負人において取り交わす契約書面については、中央建設業審議会が作成及び勧告をしている建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書面の活用が求められる。

そのうえで、建設工事標準下請契約約款第16条で設計、施工条件の疑義、相違等があった場合、下請負人はそのような事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を元請負人又はその監督員に通知し、確認を求めることとなっており、元請負人又はその監督員はその求めに対して直ちに調査を行い、その結果を書面をもって下請負人に通知するとされていることを踏まえ、元請負人と下請負人は請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止する観点から、お互いにこのような書面による通知を行うことが適切であり、追加工事等の契約変更の必要性等について十分に協議を行い、合意した内容や条件に基づいて契約変更を

(1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生により請負契約の内容を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要である。

よって、元請負人及び下請負人が追加工事等に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

行うことが求められる。

当初契約と同様に変更契約についても、一般的には元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書面の取り交わしについて申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

また、下請負人が元請負人に対して契約書面を提示することを妨げるものではなく、この場合において、元請負人と合意した契約内容や条件に基づき下請負人から提示された契約書面が、建設工事標準下請契約約款に基づくものであり、あるいは建設業法第19条第1項により定められた記載事項を満たすものであるにも関わらず、元請負人が、取引上の立場を利用して、正当な理由なくその受取りを拒絶する等の行為は、建設業法第18条の趣旨を鑑みても適当ではない。

*注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の方法によることができる。

(1) 当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、「14 ページ「2. 書面による契約締結」(3) ア④ただし書き」に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない(契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

(2)、(3) (略)

(4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

下請負人が追加工事等を理由にした請負代金又は工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じない等して、当該追加工事等を下請負人に負担させたことにより下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」(32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

3. 工期

3-1 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5第1項及び第2項)

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、「工期に関する基準」の内容を考慮することなく、複数の下請負人から提示された工期の見積りのうち、最も期間が短いものを一方的に工期として決定し、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、「工期に関する基準」の内容を踏まえ、猛暑日など

(2)、(3) (略)

(4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

下請負人が追加工事等を理由にした請負代金又は工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じない等して、当該追加工事等を下請負人に負担させたことにより下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」(25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

3. 工期

3-1 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5)

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、「工期に関する基準」の内容を考慮することなく、複数の下請負人から提示された工期の見積りのうち、最も期間が短いものを一方的に工期として決定し、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、「工期に関する基準」の内容を踏まえ、猛暑日など

の不稼働日や建設工事に従事する者の休日等を考慮して、適切な工期の見積りを行ったにも関わらず、元請負人がその内容を尊重せず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

- ④工事全体の一時的中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ⑤全体工事の一時的中止、前工程の遅れ、元請負人が設計変更や工事数量の追加を指示したあるいは元請負人において設計図面の承認が遅れたなど、下請負人の責めに帰さない理由により、下請負人が行う工事の工期に不足が生じているにもかかわらず、必要な工期の変更あるいは人員増を行わなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合
- ⑥請負契約締結前に下請負人が工期に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が一方的に協議に応じなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑦建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、建設業法第19条の5第1項に違反するおそれがある。また、⑦のケースは建設業法第19条の5第1項または第2項に違反する。

(1) (略)

(2)「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、

どの不稼働日や建設工事に従事する者の休日等を考慮して、適切な工期の見積りを行ったにも関わらず、元請負人がその内容を尊重せず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

- ④工事全体の一時的中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ⑤全体工事の一時的中止、前工程の遅れ、元請負人が設計変更や工事数量の追加を指示したあるいは元請負人において設計図面の承認が遅れたなど、下請負人の責めに帰さない理由により、下請負人が行う工事の工期に不足が生じているにもかかわらず、必要な工期の変更あるいは人員増を行わなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合
- ⑥請負契約締結前に下請負人が工期に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が一方的に協議に応じなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑦元請負人が、当該建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、建設業法第19条の5に違反するおそれがある。また、⑦のケースは建設業法第19条の5に違反する。

(1) (略)

(2)「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、

「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

建設業法第19条の5の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。「工期基準」では、工期設定において元請負人と下請負人が果たすべき責務として、下請負人の建設工事の適正な工期見積りの提出及び元請負人の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての元下間での適正な工期の設定などが求められている。したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、同基準により工期設定において果たすことが求められている元請負人と下請負人の責務の遂行状況、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

建設業法第19条の5の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。「工期基準」では、工期設定において元請負人と下請負人が果たすべき責務として、下請負人の建設工事の適正な工期見積りの提出及び元請負人の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての元下間での適正な工期の設定などが求められている。したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、同基準により工期設定において果たすことが求められている元請負人と下請負人の責務の遂行状況、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対

このため、元請負人と下請負人は、双方合意の上で設定した工期が、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となり、そのしわ寄せは必ずその下請負人ひいてはサプライチェーン全体に及ぶこととなることを十分に認識した上で、時間外労働規制に抵触することがないように、元請負人は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保など、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積依頼を行い、下請負人においては時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努めるとともに、元請負人においては下請負人から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要があることに留意しなければならない。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、たとえ、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断され、元請負人と下請負人のそれぞれが建設業法第19条の5第1項及び第2項に違反するおそれがある。

猛暑日の不稼働を適切に考慮した適正な工期を設定する必要がある。さらに、猛暑日の不稼働については、熱中症対策にも十分留意のうえ、元請負人と下請負人の双方で十分に協議して、柔軟な労働時間や余裕のある工期設定に努めることが望ましい。

(3) 建設業法第19条の5 第1項及び第2項は契約変更にも適用

建設業法第19条の5により禁止される行為は、当初契約の締

象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、この一般則（以下「時間外労働規制」という。）が適用された。

このため、元請負人と下請負人は、双方合意の上で設定した工期が、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となり、そのしわ寄せは必ずその下請負人ひいてはサプライチェーン全体に及ぶこととなることを十分に認識した上で、時間外労働規制に抵触することがないように、下請負人においては時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努めるとともに、元請負人においては下請負人から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要があることに留意しなければならない。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断される。

(3) 建設業法第19条の5は契約変更にも適用

建設業法第19条の5により禁止される行為は、当初契約の締

結に際して、著しく短い工期を設定することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しなかったり工事内容に変更が生じたために工期を変更する必要があるにもかかわらず変更しない、あるいは、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を新たに設定することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が一方的に協議に応じず、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を押し付けること等も該当する。

なお、工期の変更時に紛争が生じやすいため、未然防止の観点から、当初契約の締結の際、建設工事標準下請契約約款第17条の規定（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

(4) 下請負人は自ら通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結としないことが必要

下請負人が、自ら著しく短い期間を工期とする請負契約を締結し、さらにその下請負人から再下請が行われた場合、再下請負人にも著しく短い工期による工事を求める蓋然性が高くなり、建設業の重層下請構造全体の中で著しく短い工期による請負契約の締結が連鎖的に行われることで、技能労働者の労働時間などへの影響が懸念される。

そのため、下請負人は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

また、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事情等により、工期を変更する必要がある場合においても、工期が請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間とならないよう、下請負人は適正な契約変更を図らなければならない。したがって、元請負人に対して契約変更

結に際して、著しく短い工期を設定することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しなかったり工事内容に変更が生じたために工期を変更する必要があるにもかかわらず変更しない、あるいは、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を新たに設定することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が一方的に協議に応じず、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期を押し付けること等も該当する。

なお、工期の変更時に紛争が生じやすいため、未然防止の観点から、当初契約の締結の際、建設工事標準下請契約約款第17条の規定（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

(新設)

についての協議を申し入れることが求められる。

3-2 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合
- ②工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したことなどにより、下請負人が行う工事の工期に不足が生じ、かつ、下請工事の費用が増加しているにもかかわらず、下請代金の変更について元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③請負契約締結前に下請負人が工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①及び②のケースは、建設業法第19条第2項に違反するほか、①から③のケース（①及び②は必要な増額を行わなかった場合に限る。）は、同法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

（1）工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工期変更により請負契約で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、

3-2 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合
- ②工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したことなどにより、下請負人が行う工事の工期に不足が生じ、かつ、下請工事の費用が増加しているにもかかわらず、下請代金の変更について元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③請負契約締結前に下請負人が工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①及び②のケースは、建設業法第19条第2項に違反するほか、①から③のケース（①及び②は必要な増額を行わなかった場合に限る。）は、同法第19条の3に違反するおそれがある。

（1）工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工期変更により請負契約で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、

建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に工期変更にかかる工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印*をして相互に交付しなければならない。

元請負人及び下請負人が工期変更に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から工事着手の延期等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

*注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の方法によることができる。

（１）当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合において、「14ページ「2. 書面による契約締結」(3)ア④ただし書き」に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。

（２）当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

(2)、(3) (略)

建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に工期変更にかかる工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

元請負人及び下請負人が工期変更に関する協議を円滑に行うことができるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から工事着手の延期等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

(2)、(3) (略)

(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合のみならず、当該通知をしていなかったものの下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、下請負人が請負代金の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して協議に応じない等により、当該費用の増加分について下請負人に負担させ、結果として下請代金の額が下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」(32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

(5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合の対応

工事現場においては、工事の内容に変更がないものの工期の変更が行われる場合のほか、追加工事等の発生に起因して工期の変更が行われる場合が多いが、追加工事等の発生が伴う場合には、(1)～(4)のほか、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が該当する(19ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照)。

3-3. 工期変更に伴う増加費用(建設業法第19条第2項、第19条の3第1項)

(1) 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要

(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合のみならず、当該通知をしていなかったものの下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、下請負人が請負代金の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して協議に応じない等により、当該費用の増加分について下請負人に負担させ、結果として下請代金の額が下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」(25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

(5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合の対応

工事現場においては、工事の内容に変更がないものの工期の変更が行われる場合のほか、追加工事等の発生に起因して工期の変更が行われる場合が多いが、追加工事等の発生が伴う場合には、(1)～(4)のほか、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が該当する(14ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照)。

3-3. 工期変更に伴う増加費用(建設業法第19条第2項、第19条の3)

(1) 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人及び下請負人は、当初契約の締結に当たって、適正な工期を設定すべきであり、また、元請負人は工程管理を適正に行うなど、できる限り工期に変更が生じないよう努めるべきであることはいうまでもない。しかし、工事現場の状況により、やむを得ず工期を変更することが必要になる場合も多い。このような場合には、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に、変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている（27 ページ「3-2 工期変更に伴う変更契約」参照）。

工期の変更に関する変更契約の締結に際しても、他の変更契約の締結の際と同様に、元請負人は、速やかに当該変更に係る工期や費用等について、下請負人と十分に協議を行う必要がある。合理的な理由もなく元請負人の一方的な都合により、下請負人の申し出に応じず、必要な変更契約の締結を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。

(2) (略)

(3) 元請負人が、工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させることは建設業法に違反するおそれ

元請負人が下請負人に対して、自己の取引上の地位を利用して、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結させた場合や、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更による下請工事の費用の増加を元請負人の都合により、一方的に下請負人に負担させ又は赤伝処理を行った結果、下請代金の額が「通常必要と認められる原価」（32 ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3に違反しない場合であっても、工期の変更により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第

建設工事の請負契約の当事者である元請負人及び下請負人は、当初契約の締結に当たって、適正な工期を設定すべきであり、また、元請負人は工程管理を適正に行うなど、できる限り工期に変更が生じないよう努めるべきであることはいうまでもない。しかし、工事現場の状況により、やむを得ず工期を変更することが必要になる場合も多い。このような場合には、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に、変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている（20 ページ「3-2 工期変更に伴う変更契約」参照）。

工期の変更に関する変更契約の締結に際しても、他の変更契約の締結の際と同様に、元請負人は、速やかに当該変更に係る工期や費用等について、下請負人と十分に協議を行う必要がある。合理的な理由もなく元請負人の一方的な都合により、下請負人の申し出に応じず、必要な変更契約の締結を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。

(2) (略)

(3) 元請負人が、工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させることは建設業法に違反するおそれ

元請負人が下請負人に対して、自己の取引上の地位を利用して、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結させた場合や、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更による下請工事の費用の増加を元請負人の都合により、一方的に下請負人に負担させ又は赤伝処理を行った結果、下請代金の額が「通常必要と認められる原価」（25 ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3に違反しない場合であっても、工期の変更により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第

28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した場合
- ③元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- ④元請負人が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合
- ⑤元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結した場合
- ⑥下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合
- ⑦下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結した場合
- ⑧元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した場合
- ⑨下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申

28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した場合
- ③元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- ④元請負人が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合
- ⑤元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結した場合
- ⑥下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合
- ⑦下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結した場合
- ⑧元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した場合
- ⑨下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申

し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①から⑨のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

(1) (略)

(2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

建設業法第19条の3の「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう。

ア 取引上の優越的な地位

取引上優越的な地位にある場合とは、下請負人にとって元請負人との取引の継続が困難になることが下請負人の事業経営上大きな支障をきたすため、元請負人が下請負人にとって著しく不利益な要請を行っても、下請負人がこれを受け入れざるを得ないような場合をいう。取引上優越的な地位に当たるか否かについては、元請下請間の取引依存度等により判断されることとなるため、例えば下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人については、取引上優越的な地位に該当する蓋然性が高いと考えられる。

イ 地位の不当利用

元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かにつ

し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

上記①から⑨のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

(1) (略)

(2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

建設業法第19条の3の「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう。

ア 取引上の優越的な地位

取引上優越的な地位にある場合とは、下請負人にとって元請負人との取引の継続が困難になることが下請負人の事業経営上大きな支障をきたすため、元請負人が下請負人にとって著しく不利益な要請を行っても、下請負人がこれを受け入れざるを得ないような場合をいう。取引上優越的な地位に当たるか否かについては、元請下請間の取引依存度等により判断されることとなるため、例えば下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人については、取引上優越的な地位に該当する蓋然性が高いと考えられる。

イ 地位の不当利用

元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かにつ

いては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（40 ページ「6. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。

（3）「通常必要と認められる原価」とは、工事を施工するために一般的に必要と認められる価格

建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」とは、当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）をいい、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断することとなる。（併せて、59 ページ「14-2 社会保険・労働保険等について」及び61 ページ「14-3 労働災害防止対策について」参照）

（4）建設業法第19条の3 第1項及び第2項は契約変更にも適用

建設業法第19条の3 第1項及び第2項により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、不当に低い請負代金を強制することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事象や、元請負人による原価の上昇を伴うような指示により、工事内容及び請負代金の額を変更する必要があるにもかかわらず、元請負人が変更しないあるいは一方的に下請代金を減額することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき請負代金の額の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じないこと等により、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を押し付けることも建設業法第19条の3第1項に該当する。

いては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（32 ページ「6. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。

（3）「通常必要と認められる原価」とは、工事を施工するために一般的に必要と認められる価格

建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」とは、当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）をいい、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断することとなる。（併せて、51 ページ「14-2 社会保険・労働保険等について」及び53 ページ「14-3 労働災害防止対策について」参照）

（4）建設業法第19条の3は契約変更にも適用

建設業法第19条の3により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、不当に低い請負代金を強制することに限られない。例えば、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事象や、元請負人による原価の上昇を伴うような指示により、工事内容及び請負代金の額を変更する必要があるにもかかわらず、元請負人が変更しないあるいは一方的に下請代金を減額することや、下請負人が建設業法第20条の2第3項に基づき請負代金の額の変更の協議を申し出たにもかかわらず、元請負人が理由を告げることなく協議に応じないこと等により、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を押し付けることも該当する。

(5) 下請負人は自ら通常必要な原価に満たない請負代金とする請負契約の締結とならないことが必要 (新設)

下請負人が、自ら原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結し、さらにその下請負人から再下請が行われた場合、再下請負人に原価割れ工事を求める蓋然性が高くなり、建設業の重層下請構造全体の中で不公正な請負代金での請負契約の締結が連鎖的に行われることで、技能労働者の賃金支払いなどへの影響が懸念される。

そのため、下請負人は、契約締結前に廉価に入手・保管していた資材の使用により施工が可能な場合その他の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

また、契約締結後に生じた下請負人の責めに帰さない事情等により、請負代金の額を変更する必要がある場合においても、正当な理由がある場合を除き、請負代金の額が、請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額とならないよう、下請負人は適正な契約変更を図らなければならない。したがって、元請負人に対して契約変更についての協議を申し入れることが求められる。

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第2項、第19条の5第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合を含め、原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合を含め、原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施

に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、請負代金の額や工期の変更に係る下請負人からの協議に元請負人が正当な理由なく応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3又は第19条の5に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

(1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に係る規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に係る規定及び工期の変更に係る規定を適切に設定するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

これらの価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

なお、これらの対応は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）に基づく振興基準（令和7年10月1日、以下「振興基準」という。）において、委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても価格変更を柔軟に行うものとするとされているほか、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする¹とされていることについても留意しなければならない。

工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、請負代金の額や工期の変更に係る下請負人からの協議に元請負人が正当な理由なく応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3又は第19条の5に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

(1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に係る規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に係る規定及び工期の変更に係る規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

これらの価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

なお、これらの対応は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準（令和6年3月25日、以下「振興基準」という。）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても価格変更を柔軟に行うものとするとされているほか、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする²とされていることについても留意しなければならない。

(2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3第1項及び第2項（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したにもかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人の申し出た請負代金の変更協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額となっている場合には、元請負人は建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したことを受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

また、建設業法第19条の5第1項（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足により納期遅延等が発生している状況において、元請負人が下請負人の申し出た工期変更の協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期となっている場合には、元請負人は第19条の5第1項に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したこと

(2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したにもかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人の申し出た請負代金の変更協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額となっている場合には、元請負人は建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したことを受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足により納期遅延等が発生している状況において、元請負人が下請負人の申し出た工期変更の協議（※）に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期となっている場合には、元請負人は第19条の5に違反するおそれがある。

※この協議は、下請負人が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知し、当該情報に係る事象が顕在化したこと

を受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3第1項及び第19条の5第1項に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、15ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約(5)、(7)」、23ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約(3)、(4)」を参照。

適正な工期の確保については、27ページ「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、28ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、30ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増額費用」を参照。

不当に低い請負代金については、32ページ「4. 不当に低い請負代金」を参照。

(3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ

公正取引委員会は、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方を示している。

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。)を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している独占禁止法Q&Aに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越

ことを受けて同条第3項に基づく契約の変更協議を申し出た場合のみならず、当該通知をしていないものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3及び第19条の5に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、11ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約(5)、(7)」、15ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約(3)、(4)」を参照。

適正な工期の確保については、17ページ「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、20ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、23ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増額費用」を参照。

不当に低い請負代金については、25ページ「4. 不当に低い請負代金」を参照。

(3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ

公正取引委員会は、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されている。

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。)を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aに、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、 下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

- 上記の下請法運用基準の改正等において、
- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
 - ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、
- それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

- 上記の下請法運用基準の改正等において、
- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
 - ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、
- それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の

3第1項、第20条第4項)

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律〇%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合
- ⑤元請負人が、免税事業者の下請負人に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、下請負人と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で下請契約を締結した場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑥元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑦元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に

3、第20条第4項)

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律〇%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合
- ⑤元請負人が、免税事業者の下請負人に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、下請負人と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で下請契約を締結した場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑥元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑦元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に違反し、

違反し、⑦のケースは同法第20条第4項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

（１）指値発注は建設業法に違反するおそれ

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3 第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第4項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（2ページ「1. 見積条件の提示等」参照）。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建

⑦のケースは同法第20条第4項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

（１）指値発注は建設業法に違反するおそれ

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第4項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（2ページ「1. 見積条件の提示等」参照）。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建

設業法第19条第1項に違反する（11ページ「2. 書面による契約締結」参照）。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その状況によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

（2）（略）

7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）

（3）「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）。

8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3第1項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項、第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

（1）（略）

（2）下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼

設業法第19条第1項に違反する（8ページ「2. 書面による契約締結」参照）。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その状況によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

（2）（略）

7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）

（3）「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）。

8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項、第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

（1）（略）

（2）下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼

する場合は、契約変更が必要

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下請間で十分に協議した上で、契約変更を行う必要があり、元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（19 ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。

（3）下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32 ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3 第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3第1項に違反しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

（4）（略）

9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3 第1項、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

①元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の

する場合は、契約変更が必要

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下請間で十分に協議した上で、契約変更を行う必要があり、元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（14 ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。

（3）下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（25 ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3に違反しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

（4）（略）

9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

①元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の

施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

- ②元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舍を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合
- ⑥工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わなかった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、

施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

- ②元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舍を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合
- ⑥工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わなかった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、

安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為である。

（１）赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはないが、赤伝処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意しなければならない。

なお、振興基準において、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていることに、元請負人は留意しなければならない。

（２）赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第２０条第４項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第１９条に違反する。

また、建設リサイクル法第１３条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（１１ ページ「２－１ 当初契約」参照）。

（３）適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ

安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為である。

（１）赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはないが、赤伝処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意しなければならない。

（２）赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第２０条第４項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第１９条に違反する。

また、建設リサイクル法第１３条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（８ ページ「２－１ 当初契約」参照）。

（３）適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ

赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人との合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

（4）（略）

10. 下請代金の支払

10-1. 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しが終了しているにもかかわらず、下請負人からの請求行為がないことを理由に、元請負人が下請負人に対し、法定期限を超えて下請代金を支払わない場合
- ②建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、元請負人が下請負人に対し、工事全体が終了（発注者への完成引渡しを終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない場合
- ③工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現

赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人との合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（25ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

（4）（略）

10. 下請代金の支払

10-1. 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しが終了しているにもかかわらず、下請負人からの請求行為がないことを理由に、元請負人が下請負人に対し、法定期限を超えて下請代金を支払わない場合
- ②建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、元請負人が下請負人に対し、工事全体が終了（発注者への完成引渡しを終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない場合
- ③工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現

場まで保留金を持ち越した場合

④元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第24条の3及び第24条の6に違反するおそれがあり、④のケースは同法第24条の3に違反するおそれがある。

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない。建設業法第24条の3で、元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないと定められている。

また、建設業法第24条の6では、元請負人が特定建設業者である場合、下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である場合を除き、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払又は竣工払を受けた日から1月を経過する日か、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となる。

なお、建設業者は、下請工事の目的物の引渡しを受けた年月日を記載した帳簿を備え、一定期間保存しなければならない（55ページ「13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存」参照）。

(1)、(2) (略)

場まで保留金を持ち越した場合

④元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第24条の3及び第24条の6に違反するおそれがあり、④のケースは同法第24条の3に違反するおそれがある

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない。建設業法第24条の3で、元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないと定められている。

また、建設業法第24条の6では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が一般建設業者（資本金額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）である場合、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払又は竣工払を受けた日から1月を経過する日か、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となる。

なお、建設業者は、下請工事の目的物の引渡しを受けた年月日を記載した帳簿を備え、一定期間保存しなければならない（47ページ「13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存」参照）。

(1)、(2) (略)

10-2 下請代金の支払手段等（建設業法第24条の3第2項等）

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ②労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ③一次下請負人が、元請負人との請負契約において、賃金・労務費の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（以下、「コミットメント条項」という。）を含めた契約書を取り交わしたにも関わらず、雇用する労働者に対して本来必要となる水準の賃金支払いが行われていない場合や、二次下請負人に対して適正な労務費を含む請負代金額を支払っていない場合

下請代金の支払いはできる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすることが必要であり、上記①及び②ケースは建設業法第24条の3第2項に照らし合わせて望ましくない行為である。また、下請代金を手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮をすることが必要

建設業法第24条の3第2項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されている。下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするような支払条件を設定する必要がある。

10-2 下請代金の支払手段（建設業法第24条の3第2項）

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ②労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

下請代金の支払いはできる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすることが必要。

また、下請代金を手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮をすることが必要

建設業法第24条の3第2項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されている。下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするような支払条件を設定する必要がある。

また、下請法及び下請振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号）。

以下「手形通達」という。)において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人はこの点についても留意しなければならない。

<参考>

○下請代金の支払手段について（令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号）
（略）

記

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
 - 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。※
 - 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
 - 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。
- ※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、取適法において、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合の当該製造委託等代金の支払について手形

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及

を交付することが禁止されていること、振興基準において、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていること、ファクタリング等により代金を支払う場合には、中小受託事業者が支払期日までに代金の額を満額取得できるようにするとされていること、サプライチェーン全体で約束手形の利用禁止等の支払条件の見直しを進めることとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い等への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を進めることが重要であることについても留意しなければならない。

コミットメント条項の制度趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であり、③のケースは、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

元請負人と下請負人の間で、適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして、下請負人に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するためにコミットメント条項を契約書に規定した場合、契約当事者はその規定に則って誠実な履行が求められる。

元請負人の下請負人に対する契約上の義務は、条文（A）を選択した場合、①雇用する技能者に適正な賃金を支払うこと（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第1号）、②直接の下請契約の相手方に適正な労務費を支払うこと（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第2号）、③コミットメント条項を含む元下契約を締結すること（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第3項第3号）、④①～③を実施したことに関する

びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を進めることが重要であることについても留意しなければならない。

書面を提出すること（建設工事標準下請契約約款第2条の2（A）第4項及び第5項）である。

したがって、コミットメント条項は、元請負人に対して、直接の契約関係のない二次下請事業者に関して、適正な労務費の確認、是正依頼や指導を求める趣旨のものではないこと、また、二次下請事業者のコミットメント違反について、元請負人の責任が問われるものではないことに留意すること。

コミットメント条項に反し、例えば下請負人が技能者に対する適正な水準の賃金支払を履行してないことは、契約に反する行為であることはもちろんのこと、それにより下請負人が元請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

1 1. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が60日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者である場合、下請負人（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）への下請代金の支払に当たっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間60日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

1 1. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が60日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間60日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

手形の交付については、「10 - 2 下請代金の支払手段」を参照。

1 2. (略)

1 3. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(1)、(2) (略)

(3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない（建設業法施行規則第26条第2項、第7項）。

また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第26条第3項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・ 自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・ 自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

1 2. (略)

1 3. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(1)、(2) (略)

(3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない（建設業法施行規則第26条第2項、第7項）。

また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第26条第3項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・ 自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・ 自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

- ・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、以下①から⑤、また発注者から直接建設工事を請け負っていない建設業者は以下④及び⑤の営業に関する図書について、営業所ごとに当該建設工事の目的物の引渡をしたときから10年間保存しなければならないとされている。(建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項)

- ① 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
- ③ 施工体系図（法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ（公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円。）以上となる場合。）。）
- ④ 見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し
- ⑤ 建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した④の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）

※なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

- ・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、以下の営業に関する図書を当該建設工事の目的物の引渡をしたときから10年間保存しなければならないとされている。(建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項)

- ① 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
- ③ 施工体系図（法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ（公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円。）以上となる場合。）。）

※なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

14. 関係法令

14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3第1項（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

- ① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」、「5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ② 「6. 指値発注」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」
- ③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、認定基準の8に掲げる「購入強制」
- ④ 「9. 赤伝処理」に関しては、認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ⑤ 「10-1. 支払保留・支払遅延」に関しては、認定基準の3に掲げる「注文者から支払を受けた場合の下請代金の支

14. 関係法令

14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

- ① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」、「5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ② 「6. 指値発注」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」
- ③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、認定基準の8に掲げる「購入強制」
- ④ 「9. 赤伝処理」に関しては、認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ⑤ 「10-1. 支払保留・支払遅延」に関しては、認定基準の3に掲げる「注文者から支払を受けた場合の下請代金の支

払」及び認定基準の4に掲げる「特定建設業者の下請代金の支払」

⑥ 「11. 長期手形」に関しては、認定基準の5に掲げる「交付手形の制限」

14-2 社会保険・労働保険等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請負人は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられてい

払」及び認定基準の4に掲げる「特定建設業者の下請代金の支払」

⑥ 「11. 長期手形」に関しては、認定基準の5に掲げる「交付手形の制限」

14-2 社会保険・労働保険等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請負人は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられてい

るので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当」に該当するおそれがある。特に、令和2年10月1日以降は、建設業許可・更新申請に際して、社会保険・労働保険に加入していることが許可要件となり、中でも令和2年10月1日以降に建設業許可を取得(更新も含む。)した者については、許可取得後に社会保険・労働保険に加入していないことが発覚した場合は、建設業法第29条第1項第1号(許可の取消し)に該当するため、十分留意する必要がある。

加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要であり、元請負人が下請負人に対して、本来充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようにしなければならない。

○詳しくは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」参照。

14-3 労働災害防止対策について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人は、建設工事現場における労働災害防止対策を適切に実施するため、「1. 見積条件の提示等」並びに「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日労働省基発第26

るので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当」に該当するおそれがある。特に、令和2年10月1日以降は、建設業許可・更新申請に際して、社会保険・労働保険に加入していることが許可要件となり、中でも令和2年10月1日以降に建設業許可を取得(更新も含む。)した者については、許可取得後に社会保険・労働保険に加入していないことが発覚した場合は、建設業法第29条第1項第1号(許可の取消し)に該当するため、十分留意する必要がある。

加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要であり、元請負人が下請負人に対して、本来充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようにしなければならない。

○詳しくは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」参照。

14-3 労働災害防止対策について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人は、建設工事現場における労働災害防止対策を適切に実施するため、「1. 見積条件の提示等」並びに「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日労働省基発第26

7号の2。以下「元方安全管理指針」という。) 3及び14を踏まえ、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。

下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

また、元請負人及び下請負人は、「2. 書面による契約締結」並びに「元方安全管理指針」3及び14を踏まえ、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確にするとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

なお、下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

14-4 (略)

14-5 受託中小企業振興法・振興基準との関係について

振興法は、受託中小企業を育成・振興する支援法としての性格

7号の2。以下「元方安全管理指針」という。) 3及び14を踏まえ、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。

下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

また、元請負人及び下請負人は、「2. 書面による契約締結」並びに「元方安全管理指針」3及び14を踏まえ、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確にするとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

なお、下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

14-4 (略)

14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号。経済産業省、

を有する法律であり、建設工事の請負が適用されない取適法よりも、対象となる取引の範囲が広がっている。

また、振興法第3条第1項に基づく振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準で、委託事業者と中小受託事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて中小受託事業者及び委託事業者に対して指導、助言及び勸奨を行う際に用いられている。

振興法では、「委託事業者」を、資本金や従業員の数等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等を行うことを業として行うものと定義し、委託事業者の取引の相手方を指す「中小受託事業者」を、資本金や従業員の数等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等を行うことを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における委託事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、中小受託事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互惠的な取引関係の構築を促す必要がある。

なお、物価高の局面にあっても、中小企業の実質賃金の引き上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極め

業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等を行うことを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等を行うことを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互惠的な取引関係を構築していく必要がある。

なお、物価高の局面にあっても、中小企業の実質賃金の引き上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極め

て重要であり、とりわけ価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要である。この観点から、労務費転嫁指針が取りまとめられ、「事業者が採るべき行動／求められる行動」が示されているところであるが、これを踏まえ、振興基準においては『事業者が採るべき行動／求められる行動』を適切にといった上で、取引対価を決定する」ことなどが求められていることに留意しなければならない。

○対価の決定の方法の改善

○代金の支払い方法の改善

○働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善

○業種別ガイドライン及び自主行動計画

○パートナーシップ構築宣言

詳しくは、114～119ページ参照

て重要であり、とりわけ価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要である。この観点から、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）が取りまとめられ、「事業者が採るべき行動／求められる行動」が示されているところであるが、これを踏まえ、振興基準においては『事業者が採るべき行動／求められる行動』を適切にといった上で、取引対価を決定する」ことなどが求められていることに留意しなければならない。

○対価の決定の方法の改善

○下請代金の支払い方法の改善

○働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善

○業種別ガイドライン及び自主行動計画

○パートナーシップ構築宣言

詳しくは、101～108ページ参照